

## 令和2年第4回大洗町議会定例会

### 議事日程（第4号）

令和2年12月3日（木曜日） 午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 発議第2号 「ゆっくら健康館」運営調査特別委員会設置について
- 日程第 4 発議第3号 原子力安全調査特別委員会設置について

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	小沼正男君	2番	勝村勝一君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	今村和章君
9番	和田淳也君	10番	海老沢功泰君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	齊藤久男
教育長	飯島郁郎	町長公室長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	渡邊澄人	住民課長	本城正幸
福祉課長	小林美弥	健康増進課長	佐藤邦夫
生活環境課長	磯崎宗久	都市建設課長	渡邊紀昭
農林水産課長	有田和義	商工観光課長	長谷川満
消防長	内藤彰博		

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（小沼正男君） 会議開催に当たり申し上げます。今定例議会は、コロナウイルスの感染拡大防止および傍聴に来る方の健康を守る観点から、傍聴を自粛していただくことといたしております。

また、議員、執行部一同、新型コロナウイルスの予防および拡大防止のため、マスク着用にて出席しています。

続きまして、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただくよう、お願いいたします。

---

開議 午前 9時30分

#### ◎開議の宣告

○議長（小沼正男君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、5番 石山 淳君、6番 柴田佑美子君を指名いたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） 本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（小沼正男君） 日程第2、町政を問う一般質問を行います。

通告順位、質問要綱は、お手元に配付しておきました一覧のとおりであります。

---

#### ◇ 勝 村 勝 一 君

○議長（小沼正男君） それでは、2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 自由民主党の勝村勝一と申します。宜しくお願ひしたいと思います。しばらくぶりで一般質問を行いたいと思います。

新町長におかれましては、本当におめでとうございます。國井新町長とは、國井町長が3期の時から5期まで一緒に12年間、一緒にやらせていただきました。先輩でありますのでいろいろ教わりました。非常に今、その糧になっていると思っております。一番お世話になったのは、國井町長と、それから前の渡辺議長、今おりませんけども、あと、今ここにいる坂本純治君にも大変お世話になりました。今6期目入りましたけども、やっと成人式を迎えて、議員として一本立ちができたと思っております。6期目入って、やっと。いろんな部分でね、新町長とは視察に一緒に行って、数々素晴らしい胸の奥のほうに思い出が今詰まっています。今後とも大洗の町政の舵取りをお願いしたいと思っておりますので、最後に町長に質問させていただきますけども、宜しくお願ひしたいと思ひます。

早速一般質問に入りますけども、大変厳しい状況にあると思ひますけども、まず大洗として災害に対しての取り組み、更に2番目として、今、大変猛威を振るっている新型コロナウイルス対策と、最後に新町長の國井町長に答弁をお願いしたいんですが、宜しくお願ひしたいと思ひます。

最初に、大変今、地球が温暖化で、災害に十分に対処できない状態になっている可能性も危惧されております。それに対して大洗町として、災害に対しての取り組み、更に大洗沿岸、更に涸沼の川周辺の取り組みということで質問をさせていただきます。

19年でしたっけ、19号の台風で水戸市やられました。大変な、数十年前にもありましたけども、大洗のほうも五反田地区、更に夏海の松川地区が雨水増水に見舞われました。今後どのような形で進めていくのか、宜しくお願ひしたいと思ひます。

それに加えて、大洗港、大洗地区で進められている防潮堤工事の進捗状況について、都市建設課長、渡邊課長にお尋ねを申し上げます。すいません、宜しくお願ひいたします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 大洗港区における防潮堤備の進捗に関して議員の質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、最近、首都圏を直下型とする地震の危険性も危惧されておりますし、また、地球の温暖化に伴うと言われております台風の巨大化によって高潮ですとか高波なんかも危険が想定されております。それに対して、今、県のほうで防潮堤の整備を進めているところでございます。

大洗港区における防潮堤の整備は、発生頻度が比較的高い津波、いわゆるL1津波と呼ばれる津波や、その台風時の高潮、高波を想定して海水が町に侵入することを防ぐ高さを設定し、この平成24年度から整備が進められております。大洗サンビーチやマリーナ地区、また、第3埠頭・第4埠頭につきましては、防潮堤の整備がほぼ完成しており、現在は水産埠頭地区、いわゆる漁港の区域において、水門の整備とあわせて南防波堤のかさ上げ等が進められている状況です。

今年の7月から8月にかけて水門の下部工を据え付けるために巨大なクレーン船が来港したということは皆様の記憶にも新しいかと思ひますが、現在その駆体内部へのコンクリートの充填工事を行っておりまして、この下部工事が完成次第、上部工である水門の工事にも着手すると聞いてございます。

当初はこの復興創生期間である令和2年度の完成を目指して整備が進められておりましたが、漁

港の区域における防潮堤の位置を陸側から海側に、これまでも船だまり方式というような呼び方をしておりましたが、水門の位置を変更して、先ほど申し上げた水門を新たに設置するという事になったことから、完成にはもう少し時間がかかると聞いてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 課長ありがとうございます、すいません。今、サンビーチ周辺並びに中央地区、磯浜地区、防潮堤終了と、完成したかなと思ってますけども、漁港区の水門が今工事中ということで、この間、大きい日本で三本の指に入るクレーンが来てましたけども、年度内で終了するのか、それとも年度をまたいで令和3年度まで水門の工事はかかるのか、かからないかちょっとお尋ねしますけども。

先日も11月20日だっけ、二十何日でしたっけ、大きい地震がありました。震度5強かな、ひたちのほうは、こちらは震度3弱ということで。10年前、大洗は震度5強ということで大変津波の被害を受けました。もう10年経ってね、10年前ですけども、もしこれからね大きい地震が来ないとは限りませんので、その準備というか、水門も年度内に、令和2年度年度内に完成の見込みかちょっとお尋ねしますけども、課長すいません宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 勝村議員の再度の質問にお答えいたします。

当初は先ほども申し上げましたとおり今年度中の完成ということで目指しておりましたが、水門を新たに設置することになったということで、現在その工事に時間がかかっておりまして、残念ながら年度内の完成というのはちょっと難しいとは聞いております。ただ、やはりそこが完成しませんと最終的なこの防潮堤の効果というのは出てきませんので、できるだけ早く工事を進めたいというふうに伺っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） ありがとうございます。先般、何日の新聞だっけな、国の方針で国土強靱化に15兆円、新総理が5カ年計画で取りまとめたという記事が載ってますけども、今後ねどのような形で国土強靱化ということで5年間ということで、年度、1年3兆円ずつきつと投入していただけると思いますので、それに関してどのような施策をこれからとっていくのか、15兆円示されたので、もしかすると旅館街のほう、防潮堤やってませんよね。ただ、今、交渉中だと思いますけども、大洗ホテルは津波の被害を10年前受けてますので、その点どのような形で旅館街のほうの取り組みをしているのかお尋ねをします。せっかく国でね15兆円の指示が出されたということで、新総理から、5年間、だから1年間3兆円で三・五、十五、15兆円ということでやっていただけるということなので、早急に調査研究をして、国に要望活動をしていただきたいなと思っています。これも町長がきつと関わるとは思いますけども、お願いしたいなと思ってますし、あと、涸沼の沿岸部、国の方針としては流水地ということで指定を受けてますけども、住民ね、移転のあれも町のほうから示されましたけども、それまでにねすぐ移転される方もいませんので、そういうことを考えて、もしかできれば川の沿岸部も防潮堤、護岸ができればよろしいかなと思いますけども、課長、どのような考え持っ

てるかちょっとお尋ねします。すみません。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 勝村議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、国のほうで国土強靱化のさらなる5カ年の計画が国のほうでも示されたという話をいただきましたが、まず現在進めております防潮堤につきましては、基本的に今年度で完成するというだけでもと進めておりましたので、全て今の水門地区の予算というのは既に配分されてございます。ですので、今の防潮堤の整備については、既にある予算でこれからやっていくというものでございます。

逆に今、宮下地区のほうについてちょっとお尋ねいただきましたが、宮下地区の防潮堤につきましては、平成27年に住民説明会を実施しておりますが、景観や眺望の悪化を理由に防潮堤の高さについて地元との合意が得られていない状況でございます。町としましては、住民や観光客の命を守ることが最優先であり、そのためには防潮堤が必要であるという立場から、引き続き地元の方々と意見交換を続けていきたいと、そのように考えてございます。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 渡邊課長、すみません、ありがとうございます。大洗ホテルから山水さんまでだっけな、砂利がありますよね。前に取っていただいた時もあります。あれがなければ、あれから6、7メートル下にきつと砂利取ると防潮堤の役目はすると思えますけども、数年間、数十年に一回、砂利が堆積する可能性が大洗海岸は、あのホテル街の海側はあります。僕らの子どもの頃もありました。最近またね上がってしまいましたので、もしもあの防潮堤のあれが話がつかなかった場合には、砂利を取って、何回か取っていただいたと思っておりますけども、もうちょっとね取っていただければ高潮、高波、更に地震の津波の時にきつと防御になると思えますので、僕の子どもの頃は、あそこ砂利ありませんでしたので、下、岩場になってますので、もしも旅館街の方が防潮堤に不賛同な場合は、そういう対策も、国・県となると思えますけども、その点の交渉も課長、宜しくお願いしたいと思っておりますし、非常にあの砂利取ると景観がよろしいので、観光としては非常に、あそこに神磯もありますし、お客さん大分来てますので、そういう考えはありませんか。すみません。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 勝村議員の質問にお答えいたします。

確かにホテルの前などに堆積しているその砂利を取ると、その分エツパという部分は下がるということは認識してございます。ただ、やはり先ほど申しました津波というものや高潮というものは、どうしてもその高さが一定で来ますので、そこはきちとした高さの防潮堤がないと、やはりホテルや宮下地区というのは守れないということで考えてございますので、そういった砂利を取ったりするという対策はやるとしても、きちと防潮堤の整備は必要だというふうに認識してございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 都市建設課長、ありがとうございました。

続いて、農林水産課の課長、すいません、五反田地区から松川地区にかけて無堤防地区ということで、現在の堤防高ではL2にはきっと対処できませんので、雨水した水田は遊水池になってしまうということで、国の施策もありますけども、農業としての被害の想定、対処方法はどのように考えているか、農林水産課長、すいません、宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） それでは、勝村議員のご質問でございますが、農政としての被害の想定、それから対処方法ということでございますが、まずですね昨年の台風でもですね大貫地区につきましては、堤防を越水いたしまして遊水池となってしまったという経過はございます。

台風の場合はですが、上流で降った雨水でございますので、作物や水田に対してはですね大きな被害はありませんでした。しかしですね、津波となると海からの潮水が影響してきますので、作物にも大きな影響が想定されると思っております。また、水田のほうはですね塩害が起こる可能性があるので、除塩の作業をしないとですね次の年の作付ができなくなるということが想定されます。

堤防建設の先が見えないなかでですね経済的な補填ができるようにですね、農業共済制度や収入保険制度などの国の作物補償制度への加入を推進いたしまして、補償を受けることができるようになると思っております。

またですね、水田の塩害につきましてはですね、国の災害復旧事業を活用いたしまして除塩を行うことができます。それとあわせてですね、担当外ではございますけど、堤防建設の要望をですね継続して国のほうに行っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 農林水産課長、先ほども渡邊課長に質問しましたけども、国土強靱化ということで示されました。15兆円ということで、農業関係として瀬沼沿岸のことで、どのような形で取り組めるかお尋ねしますけども、宜しくお願いします。すいません。

○議長（小沼正男君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） ただいまの勝村議員の再度の質問にお答えしたいと思いますけど、農水省のほうからですね改めてこういうことができるという、まだメニュー的なものは何もいただいておりませんので、そういうものが発表なった際には、ちょっとそれをよく研究してですね対処できるものは対処していきたいというふうに考えます。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 国から答申される前ではなくて、現状として調査研究をして、すぐに取り組める体制、前も言ってると思えますけどもスピーディーに行って、獲得するものは獲得して、農業従事者に貢献できるような形をとっていただけたほうがよろしいと思えますけども、課長、どうですか。だから早めに計画を立てて、もう常に国に要望ができるような体制、すぐ。国から来てからでは遅く、一歩も二歩も三歩も遅れると思えますので、アクセルをいっぱい踏んでいただいて、ブレーキばかり掛けては、きっと獲得できるものも獲得できないと思えますので、いかがですか、すいません。

○議長（小沼正男君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） 議員のおっしゃることももっともでございますが、まだそのような想定で動いている状況はありませんが、今後ですね、課内を含めて担当と一緒にですねその辺の検討を進めて、なるべく早く対応できるようにですねしていきたいと考えます。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 課長ね、2021年から5年間ということなんで、毎年3兆円ずつ15兆円示されますので、ある程度ね計画を立てて5年間で獲得できる予算を算出していただいて、きっとねある程度前もってやるからそれできると思うんですよ。東日本大震災で、その時、激甚災害とか何かでやっているといますから、そういうことを鑑みてできると思いますので、今後早急に試算を立てて、すぐ取り組めるような形をとっていただければよろしいかなと思いますし、町長もそういう考えだと思いますので、即やっていただけると、町長に負担を掛けなくて済むと思いますので、何せ大洗の舵取りをしてもらわなきゃいけないんでね、1万6,000人の町民を守らなきゃならない新町長でありますので、その点十分にねお願いしたいと思いますので、やっぱり各課でそういう予算獲得は切磋琢磨して、もらうものはもらいましょうよ、一生懸命。自分らの税金なんで、一生懸命住民を守ると。都市建の課長もね、すいません、住民守るという立場でね、国に要望に行く時はそう言ってください。大変なんだということなんで、予算をいただきたいということで、あれだったら僕らも一緒に行きますし、それは協力しますので宜しくお願いしたいと思います。

続いて、生活環境課の課長にちょっとお尋ねします。

国の総務省から指摘されておるとも思いますけども、庁舎、災害発生時に災害対策本部を、増水の可能性がある。庁舎並びに消防庁舎も。先般の10年前の津波は4.6メートルでしたけども、ある東京大学の教授によると、大洗は5メートル近く、4.9メートルぐらい来てるという答申も出されました。これからもっとね温暖化でありますし、大きな地震が来た時に、もしかすると9メートルか、もしかすると9.5メートルぐらいの津波が来る可能性もあります。庁舎は完全にきっと水没すると思いますので、対策本部を設ける代替案をどこに考えているか、ちょっとお尋ねしますけども。

あと、消防長もすいません、その後、あわせてすいません、宜しくお願いします。

消防長、一番ね重要だと思います。先頭ですからね。災害になった場合は、消防署、更に消防団がきっと先頭に立って食い止めなきゃならないかなと思ってますし、あと住民の避難もさせなきゃなりませんので、その点についてちょっとお願いいたします。消防署舎の水没した場合の拠点はどこにもっていくのか。あまり遠いところに行ってもね、出動体制がすぐとれないと思いますので、宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 勝村議員から役場庁舎、津波の浸水の恐れがあるということで、代替拠点をどちらのほうにという考えがあるかということのご質問でございますけども、こちらのスライドのほうにもですね津波の浸水想定図というものを示していただいております。大洗町役場、消防本部ともですね、最大クラスの津波が来た場合に浸水してしまうというような場所に位置して

いるということがわかります。それで、この最大クラスの津波が来るということは、大津波警報が出るという状況だと思えます。そういった場合にはですね、役場にいる職員も高台のほうに避難しなくてはならないということがありますので、高台の町有施設の中からですね代替拠点を確保するということを想定しておりまして、候補としては大洗小学校ということに考えてございます。今ですね、防災行政無線デジタル化に伴いまして、中継局をこの大洗小学校のほうに設けておりますので、庁舎の防災行政無線が操作できない場合でもですね、大洗小学校にある中継局から放送が可能ということがありまして、ちょっと手動で操作しなくてはならないということがありますので、大洗小学校に災害対策本部を設けたほうがいいかなというふうに考えております。校舎の中にはですね会議室がありまして、会議室でですね災害対策本部を設けたり、あるいは教室を職員の待機スペースとして考えるということも可能でありますので、候補としては大洗小学校を代替拠点というふうに考えてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 消防長 内藤彰博君。

○消防長（内藤彰博君） ただいまの勝村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

消防としての代替拠点としてどうするのかという質問に対してですね、消防本部においては内部マニュアルに沿ってですね対応をしていきますので、その点については宜しく申し上げます。代替拠点としてですね町斎場、スライドにありますとおり斎場のほうにですね災害拠点を移します。ここはですね避難所にもなっておりませんので、消防車両、本部車両、団車両ですね、こちらの車両が駐車スペースもありまして、ヘリ発着場ですか、こちらも十分に確保できるということでございます。移動の段階としましてはですね、津波警報発令時、この警報発令時においては代替拠点の準備をいたします。そして大津波警報発令時、この場合においては直ちにですね代替拠点移動となります。そして当務隊はですね、発災直後、初動体制といたしまして防災行政無線による災害の吹鳴、そして広報、消防車両等による海岸一帯のですね警戒、避難勧告、指示をいたします。非番隊等はですね、自己覚知した後にですね消防本部に直ちに招集し、命令を仰ぐという形になり、本部職員はですね消防団の災害対策本部、そして消防本部の災害対策本部を立ち上げるところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） ありがとうございます。すいません。役場の拠点としては大洗小学校ね。消防は斎場ということでよろしいですね。

それに関して、消防長、すいません、備蓄倉庫なんかは考えていらっしゃいますか。すいません。やはり向こうへ移動する場合に、予備として置いとかないと、後々、あそこにも住民が避難しますよね。芝生の所に。ですよ。そうだよ。

○消防長（内藤彰博君） 斎場に。

○2番（勝村勝一君） はい。だから、備蓄倉庫がないと対処できないと思いますので、その点、来年度に向けて予算を取っていただいて、できればね、倉庫、備蓄倉庫をつくっていただきたいなと思いますけども、そういう考えはありますか。

○議長（小沼正男君） 消防長 内藤彰博君。

○消防長（内藤彰博君） ただいまの勝村議員のご質問でありますけれども、備蓄倉庫についてはですね、今現在の第1分団詰所、そして第4分団詰所のほうの敷地内にですね備蓄倉庫を確保してございます。中身についてはですね、発電機、そして投光器、暖房機、ガソリンの携行缶、そして簡易トイレ等ですね収納してございます。また、先ほどの斎場のほうの芝生のほうについてはですね、こちらは避難所になってますので、そちらは使用できませんので、斎場の一角に備蓄倉庫を検討する方向でまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 消防長ね、今、発電機並びにもろもろということでしたけども、これは役所のほうが対処するんだらうけども、住民が避難した場合に飲み物とか食べ物とか、そういうものの備蓄は考えておりませんか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 勝村議員から住民のための備蓄というご質問かと思えます。その件に関してはですね、私も生活環境課のほうで住民向けの水とか非常用の食料ですね、こちらのほうを大洗小学校であったり、第一中学校、あるいは南小中学校のほうに備蓄倉庫というものを設けておりますので、そちらのほうに備蓄するというところで努めております。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 宜しくお願ひしたいと言いたいんだけど、やはり斎場も、もしか避難場所となれば、数百人できないと思いますけども、避難される方もあそこ高台なんで可能性もありますし、もう一つ、防災マニュアル、今日ちょっとでかいの持ってこないちゃったんだけど、想定が今度ね変わってきましたので、防災マニュアルの改訂はしました。震災後。前、厚いのあったよね。早く言えばこんなやつだ。今、これ自衛隊。これ東京の。前にも僕何回かやってると思うんで、住民向けにできればね、これやっていただけるといいかなと思ってんだ、東京のこれ。非常に、これ200円ぐらいで売ってんだよね、東京は。都民には全部これ無料で配りました。黄色でこう「東京防災」、全部なかに入ってます。幹線のあるところは全部もうね、今のあれに適するやつが全部、災害、防災関係、全部このなかの一つまとめてできてます。もう大分前に僕これ質問してるんで、検討しました。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 勝村議員から2点ほど、防災計画の見直し、それと防災マニュアルの配布ということのご質問かと思えます。

まず1点目の地域防災計画の見直しに関してはですね、本年度、原子力災害対策編の見直しを今進めております。それが終わりましたら、地域防災計画のなかでも地震津波編と風水害編と、ほかにも2つございまして、こちらの計画は震災後、平成26年に改訂をしておりますので、そちらの風水害編、地震津波編に関してはですね、ちょっと来年度、見直しをさせていただきたいというふうに考えております。

それと、災害対応時のマニュアルの住民向けの配布ということでございますけども、町では浸水想定ハザードマップですね、こちらのほうに、今、スライドのほうに映してあるのは津波に関してですけども、そちらのハザードマップを津波編、あるいは浸水編について全戸配布をしております。そのなかにもですね、やはり災害時の対応、避難場所をどこにするか家族で話し合っただきたいとかですね、避難する際にはこういったものを持ってきていただきたいといったこと、もろもろそちらのマップのほうにも掲載していただいておりますので、そちらのほうで皆さんのほうには十分周知をさせていただいているというふうに考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 磯崎課長ね、10年経って、非常に住民は、もう忘れかけてっかな。この間の地震も、うちの家内なんか、ああ大丈夫だよとそんな感じでね今、町民は思ってると思いますので、注意勧告だけはしといてください。今日来ても、今来てもおかしくないし、災害はね忘れた頃にやってくるということなんで、それだけは十分に、やられてますのでね、死人は出ませんでしたけども、沿岸部は津波が来ましたので、大分漁業者の方は船の被害がありましたけども、沿岸部はみんな床上浸水以上ということなんで、十分をお願いしたいなと思います。早急にマニュアルの改訂をしていただいて、早急な対処ができるような、来てからでは遅いですし、来ないうちにやっぱり準備だけはねしていただきたいなと思いますし、あのね、自衛隊のが一番いいかもしれないや、これ。東京のもいいけど、これ。自衛隊の中で新型コロナ出てませんので、それだけは、どっかで出たかな、出てないと思います。自衛隊の衛生管理はものすごく厳しいので、この中に全部入りますので、できれば、あれだったら差上げますから読んでいただければよろしいかなと思いますし、すいません、宜しくお願いしたいと思います。

続いて、まちづくり推進課長にちょっとお尋ねします。

何回も出ちゃってるかもしれませんが、現役場周辺は津波増水想定区域であるが、今後、高台移転する予定はないのか、また、過去に現地改修を選んだのは何故か。これは僕も関わりましたので、僕が一般質問ではなかったんですが委員会のなかで、磯崎課長が財務課長の時に、これを改修する時に移転は考えてないのかってもう言いました。でも、これ課長の答弁なっちゃうかもしれませんが、住民が同じレベルにいるのに、前町長は上には移転しないということで、それもわかりましたけども、今後ね考える必要が早急にあると思いますけども、課長どうですか。再度の質問なっちゃうかもしれませんが、宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 勝村議員のご質問にお答えいたします。

役場の高台移転の予定の有無についてお尋ねをいただきました。まず、その当時、役場を現地において建て替えを行った経緯についてご説明いたしますけれども、東日本大震災下において当庁舎は1階床面の浸水こそすれ、建物への被害は比較的軽微でございましたが、後に庁舎の耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たしていないことが判明して、当時、改修か移転建て替えかの検討を行ったと聞いてございます。その結果、現庁舎が中心市街地に位置していることから、津波浸水時には

一時避難施設としての活用が想定され、災害対策、防災拠点としての機能を確保、強化しつつ、現在地で存続させることとして耐震補強と改修工事、エレベーター増設ですとか事務室のOAフロア化なんかを併せて行って、平成27年当初に竣工したところでございます。

現役場を高台移転する予定につきましては、現庁舎が前回は耐震補強工事により、安全上の基準は満たしていること、新たな庁舎の建設には前回比較検討した際の積算では、少なくとも20億円程度の経費がかかり、財政上のめどが立たないこと。移転すべき土地について当てがないこと。役場を移転することについて、特に周辺住民の方々からの了解が得られるかどうか不明瞭なことから、現時点で移転に取り掛かることは現実的ではないと考えてございます。

しかし、議員ご指摘のとおり、当役場は津波浸水想定区域内に存してございますので、当分は、先ほど生活環境課長からの答弁にもございましたとおり、役場のバックアップ機能の充実化に努めていくとともに、費用面や防災上の観点、住民の方々の合意等、諸条件が揃いましたら移転に向けた検討を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） これはもう時間ないんで要望だけで終わりますけども、6次総合計画内に建て替えの云々を入れていただきたいなと思います。答弁よろしいです。

次にいきます。都市建設課長にちょっとお尋ねします。磯浜海岸、大洗海岸の浸食対策事業についてちょっとお尋ねいたします。アクアワールド近くの、すいません。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 勝村議員の磯浜海岸の浸食対策事業についてお答えいたします。

この磯浜海岸は、那珂川と大洗港に挟まれた長さ約3キロの海岸であり、海岸段丘の前面に砂礫の砂浜や岩礁帯が広がってございます。この海岸段丘は、アクアワールドの駐車場などとして利用されていますが、特にこのアクアワールド前面の北側約1.3キロの区間において浸食が進み、駐車場や護岸の足元まで浸食が進んだ箇所があって、現在土のうを積むなどして応急的な対応が取られてございます。

昨年度から茨城県が事務局となりまして、この磯浜海岸浸食対策に伴う懇談会というものを開催し、漁協や旅館組合、サーフィン等、海岸を利用するの方々をはじめ学識経験者、関係行政機関で構成されるメンバーに意見を伺い、どのような対策がいいのか議論を重ねてまいりました。そこで示された工法は、浸食を受けている約1.3キロの範囲に突堤を整備して、砂礫の移動を抑制するとともに、粒径大体2センチぐらいの粗い砂、増粒剤の養浜を実施して砂浜を回復させるというものです。

この整備事業は、今年度の新規事業として国の採択をいただいております、11月から現場の架設工事に着手したところです。今年度は事業費約2億円で、浸食が進んでいる護岸前面への捨て石の投入のほか、突堤の整備にも着手すると聞いてございます。今後は、概ね5年間で突堤の1基の整備と、あと先ほどから議員もお話ありました平太郎浜周辺で堆積された砂礫を用いて、増粒剤の養浜を実施するというふうに聞いてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 課長、そうだよ、平太郎から山水さんまでの砂利を取っていただいて向こう入れてもらえば、あそこちょっと防潮堤出てくると思いますので、それをお願いしたいなと思いますし、早急にね。

向こうのアクアワールドの壁、1.3キロもやると。堤防は1本、2本だっけ。1本。1本で大丈夫ですか。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 渡邊紀昭君。

○都市建設課長（渡邊紀昭君） 勝村議員の再度の質問にお答えいたします。

今年度この着手した5年間の事業というのは、アクアワールド前面の600メートル部分の浸食対策を行うものでございまして、そのなかで突堤を1基と養浜対策を行うと。その南側、今度、大洗公園の駐車場の前面の700メートルについても浸食が進んでおりますので、そちらはこの浜崖工法のための護岸ですとか、突堤の代わりになるような、この岩礁の補強なんかをやると。同じく増粒剤養浜やるという形で、突堤は1基と、その岩礁帯の補強というものも1基やるという形で整備は進めていきます。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 了解しました。粛々と進めていただきたいなと思いますし、早急な対策で取り組みをやっていただきたいなと思います。

続きまして、新型コロナ対策ということでお願いいたします。

大変今ね新型コロナで苦慮されていると思いますけども、大変な事態になってます。新型コロナウイルス感染拡大が心配されている現状、今、大洗は5人で止まってますけども、これわかりません。ぶわっとなる可能性があります。クラスターになる可能性もありますし、その点でどのような対策をとられるかちょっとお尋ねしますけども、現状をちょっと最初をお願いしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 勝村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

冒頭、議員のほうからも全国的に新型コロナウイルスが猛威を振るっているというお話がありました。まさにそういった状況でございまして、茨城県内の状況を見ましても、ちょっとスクリーンのほうに今、グラフのほうを表示がされてますけども、3月17日にお一人目の感染者が確認をされた後、昨日までで1,655名の方の感染が確認をされている状況でございまして。ちなみにこの波形の特徴としましては、まず第1波ということで3月17日から第1波があった後に、5月のゴールデンウィーク明け、その後、6月の中旬まで感染者が確認をされないという期間が一定期間ございました。ただ、その後、第2波という形で波がまたまいりまして、その波が引ききらない状況のまま、今第3波の渦中にあると、こういった状況になっているかと思えます。

少し前までは国のほうの見解ですと、この第3波というのが、もっと冬場になって、インフルエンザ、また、感染などが流行する時に、重ねて流行するのではないかというような見方もあったようですけれども、こちらが1カ月以上も早く到来していると、そういった状況かと思えます。特に県内の状況を見ますと、県南・県西地区での拡大が急速に広まっているということで、こちら、年代別

のちょっと見づらいんですけども、グラフのほうを出させていただきました。全国的な傾向としまして、この第2波、第3波につきましては、大分高齢者の方の感染が増えてきているという状況であるというふうに伺っておりますけれども、茨城県におきましては第3波の感染の中心が土浦市を中心としました、いわゆる夜の街の感染でありますとか、また、土浦市役所でのクラスター的な発生ということがございましたので、県内におきましては、どちらかという高齢者というよりは若い世代の感染のほうが中心になっているのかなというところが見て取れる、そのような形でちょっと国と県との状況の開きがございます。

こういった状況を踏まえまして茨城県としましては、まさに今、行動を変えないと医療体制が危機的状況を迎えてしまうということで、11月末に県南の、特に感染が急速に拡大している市町村につきまして、感染拡大市町村ということで指定をされました。昨日、新たにそちらに2つ、鹿島市と坂東市のほうが増加をされたということで、現在11の市と町に対して感染拡大市町村という形での不要不急の外出の自粛の要請でありますとか、また、酒類を提供する飲食店および接待を伴う飲食店に対しましての営業時間の短縮要請ということで出されております。

これ以上、感染が拡大をするとなると、先ほど申し上げましたように医療体制にも非常に影響があるということで、現時点での家族のため、また、友人のため、また、職場の同僚のために、我々で改めて今できることを再度自覚して実行していただくことが求められている、そういう形で考えてございます。改めまして、うがい、手洗いの、より丁寧なうがい、手洗いをしていただいたり、消毒をしていただく。また、こまめに換気をしていただく。ごくごくそういう基本的なことの積み重ねにはなるのかなとは思いますが、そういった形での積み重ねが一人一人の命を救うことにつながるということで取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 佐藤課長、ありがとうございます。今、ものすごく厳しい状況です。11市町村なっちゃったね、昨日、鹿島とあれが出ましたので。土浦、古河、取手、牛久、つくば、かすみ、がうら、阿見、境、鹿島、坂東ということで出ちゃいました、11まで。もう近く来てます。すぐ隣まで。鹿島ですから、はい。気をつけなきゃなりません。今後ね、早急な取り組みをしていかなきゃならないし、出ないとは限りませんので、もう第3波は超えちゃってんじゃないかなと思ってます。間もなくね2,000人になりますよ、これ。1,655だ、今日55出たらもうあれですよ、1,700、早急、もしかしたら今週中に茨城県2,000人突破。全世界で6,300万人、そのうち1,500万人近く亡くなってます。それで、持っても出ない人がいるんだよね。持っても出ないという方がいますので、今日の新聞かな、これな、感染半年後、抗体持ってる。そのなかで重症者は100%持ってる。中等症、中等者も100%、無症状が97%、平均でいうと96%、98%かな、98%抗体持ってる、かかった人は。完全になくならないということなので、ただね、2回もうかかっている方もいるし、そういうことで、これからやりますよね、予算通りでしたので。きっと出るでしょう。と思ってます。ただ、無症状の方もいるし、ただ、今、大洗5人しか出てませんので、非常にね皆さんの努力で整っているかなと思ってますし、非常にね大洗の方ね、すぐ聞いていただけますので、この3つだけちょっとねやっていた

だきたいと、佐藤君わかってると思うんで、密閉・密集・密接は避けてくださいということで、この3つをきちんとやる。一番ね大事なことは、今日のNHKです。佐藤課長ね、優先順位は何か。優先順位。まずね、一番最初、手洗いが一番肝心らしいです、手洗い。あと換気、加湿、4番目が消毒。手洗いは必ず家へ帰ったら必ず手洗いすると、感染予防、これ一番最高らしいです。あとマスクね。ということで、今日NHKで新型コロナ日常の注意点ということで、優先順位はということで示されました。佐藤課長、これ十分にね、これやってください。必要不可欠だと思いますので宜しくお願いしたいなと思います。すいません、宜しくお願いします。

抗原検査だっけ、今度。1日50人って言ったよね、この間ね。50人で大体1,600人ぐらいだっけ、予定は。それをやると、毎日やっても1カ月でできるのか、1,500人は。ということで、どれだけの方がね、皆さん気にかけてるんだろうけども、来るかちょっとわかりませんが、想定としてはどんな感じで想定してます。すいません、宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 再度の勝村議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど4つの手洗い、換気、加湿などの非常に重要だというお話がありました。こちら、国のほうからもやはり示されている分科会の見解のなかでも、そういった形でのお話がされているところでございます。なかなかこの冬場を迎えるに当たりまして、どうしても手洗いであったりとか換気とかってというのがしづらい、また、短時間で済ませてしまうというような状況になってくるかとは思いますが、やはりそこが非常に重要だということを改めて住民の方にも周知をしてまいりたいと考えてございます。

また、今回、議会のほうに上程をさせていただきました高齢者、また、基礎疾患のある方に対しての抗原検査でございますけれども、こちらにつきましては1月からという形で実施をさせていただきたいと考えております。こちら、検査機関との兼ね合いもありますので、毎週1回という形で水曜日というのは想定はしております。3月までということで。先ほどの一日の上限数につきましても、今後の感染状況を見ながら、検査協会のほうも枠を広げていただけないというふうには伺っていますので、できるだけ多くの方が検査を受けていただけるような形でご案内をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 3次補正でね示されてますので、20兆円。ということで、最初は10兆円かなと思ってましたが、倍にさせていただきました。だから早急に、先ほども農林水産課長に言いましたけど、シミュレーションつくって研究して、すぐもうなんかあったら出せるように。打つ、例の注射は無料ということで国の答申で決まりましたので、もしか何かありましたらば、国のほうで持つという話が出てますので、これはやっていただけるでしょう、国で。大事な国民でありますので宜しくお願いしたいなと思います。

商工観光課長にちょっとお尋ねします。大変商工観光関係も全部大変厳しい状況にありますけども、その点でコロナの感染で大分疲弊してますので、その点の取り組みとしてどのように考えてい

るか、すいません、宜しくお願い、現状、すいません。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、勝村議員のご質問にお答えしたいと思います。

町内の商業事業者の感染防止対策ということでお話をさせていただきたいと思います。

町内の各事業者につきましてはですね、各業種業態ごとに定められたガイドラインがございまして、こちらを遵守した上で感染防止、拡大防止に努めながら事業を行っていただいているということで、現在も大洗町では感染者が出ていないというようなところでございます。

町のそういったなか、主な取り組みといたしましては、事業者が行います衛生設備の導入、あるいは販路拡大等の取り組みに対しまして、最大10万円を補助する新型コロナウイルス感染症対策販路拡大事業補助金ということで、こちら制度化して支援を行っているということでございます。この制度につきましてはですね、昨日現在までで57件の事業者から申請をいただいております、こちらにつきましては、例えば飛沫防止の亚克力板の設置や、あるいは空気清浄器の設置、それからあるいはテイクアウト等ですね導入に伴う広告費など、そういった販路拡大の取り組み等に活用していただいているという現状でございます。

また、そのほかの対策といたしましては、県のほうで推進、推奨しております茨城アマビエちゃんの登録制度でございますけども、こちら、県といたしましては、新型コロナウイルス感染症の発生予防、または蔓延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例という条例をですね10月に制定をいたしまして、対象業種への登録義務化および利用者への登録を求める条例のほうを制定しております、こちらで対象事業者は協力金の支給、また、利用された方には登録によってはプレゼントを行うなどして普及に努めているというところでございます。こちらの茨城アマビエちゃんの町内事業者の登録につきましては、やはり昨日現在で187件の町内の事業者が登録しているということでありまして、こちらに登録をしてあれば、しっかりガイドラインを遵守して感染防止対策を行っているということで、そういった宣言をしているということになりますので、こちらの登録は有効なのかなと思います。また、町としましても、こちらのアマビエちゃんの登録をですね感染症対策販路拡大補助金などの補助金の要件にさせていただくということで、登録のほうをお願いしているというような状況で、町内の事業者につきましてはそういった対策を各自とられているということでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） これだね。187件ということで、はい。さっきの備品購入等補助金10万円、今年の4月まで遡ってよろしいですか。来年の1月までだっけか。

○商工観光課長（長谷川満君） 12月までの購入に対してです。

○2番（勝村勝一君） 今年までね。までのやつを、申請は。

○商工観光課長（長谷川満君） 1月まで。

○2番（勝村勝一君） 1月までね。そうだね。わかりました。確認しておかねえと、わかりました。じゃあ12月までの購入のやつということでね、1月31日まで申請はできると。そんでよろしいですね。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） 先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症対策販路拡大事業の期限等につきましてですけれども、こちら、そういった飛沫防止の衛生設備ですとか、そういったこの購入につきましては、今年の4月1日から今年いっぱいですね、12月31日までに導入いただいたものにつきまして、来年の1月までに申請をいただければ対象とさせていただくということでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 2番 勝村勝一君。

○2番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます。先ほど20兆円の件もありますから、コロナ関係で、だからさっき言ったみたいに同じ体制でやっていただいて、国にすぐ要望出せる体制も商工観光課長のほうもあわせてお願いしたいなど。非常に疲弊してます。あのね、ホテル・旅館の大きいところはいいですよ。底辺は非常に厳しい。連休はちょっと、うちも関わってますので入りました。それ以外はありません。先月10月まではゼロ。12月も今、1組かな。予約ありません。これはありません。正月はもう完全にゼロだと思いますので、十分をお願いしたいと思います。

町長の出番ありませんでしたので、誠に申し訳ありません。時間切れなんで、また改めてということで、すいません、宜しくをお願いしたいと思います。

課長の皆さんすいません、福祉課の課長にちょっといかなかったんで申し訳ありません。この間、打ち合わせで話聞きましたので、それで十分納得させていただきましても、今後とも町民1万6,000人並びに来訪者の方々の健康を守っていただきたいなと思いますし、宜しくをお願いしたいなと思います。これで質問を終わらせていただきます。1問ちょっとできませんでしたが、これは後ということで宜しくお願いします。終わります。

○議長（小沼正男君） それでは、暫時ここで休憩いたします。なお、会議再開は10時40分予定しますので宜しくお願いいたします。

（午前10時30分）

---

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

---

◇ 飯 田 英 樹 君

○議長（小沼正男君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） 國井町長の初の定例会ということで、まずはご当選おめでとうございます。

昨日もいろいろ議員の皆さんからもいろんなお話がございました。定例会初日、冒頭、町長から若干緊張しているという話があったと思います。非常に大事なことだと思うんですね。そういった意味では、私も緊張感を持って進めさせていただこうと思います。宜しくお願いいたします。

今日は、水難救助訓練ということで、その訓練の在り方、そのなかでの課題というところをお話させていただこうと思っております。

今年の夏は海水浴場が開設されなかったと、コロナ禍によってということですがけれども、しかし、サンビーチなんかは通常とはあまり変わらないような風景だったのかなと思いますね。違っていたところというと、海水浴場のエリアを示すアバがなかったということ、そして漁業研究会の救助員の皆さんがいらっしやらなかったということ、そして売店がなかったということ。ライフセイバーの皆さんは、いらっしやったけども、いつもの年とは若干関わり方が違ったという、その辺のところかなと思いますね。

そこで、まず消防長にお尋ねしたいんですが、今年の水難の件数ですね、どのくらいあったのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 消防長 内藤彰博君。

○消防長（内藤彰博君） ただいまの飯田議員のご質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

水難の件数でございますけれども、今回ですね、失礼しました。水難の件数でございますけれども、令和元年ですね、この水難事故については10件ございました。本年度についてはですね8件でございます。また、令和元年についてはですね、MJ、水上バイクですか、こちらの出動がですね6件ございました。令和2年についてはですね、3件でございます。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） 農水課長にお尋ねをいたします。

令和2年、今、8件という話がございます。救済会は、そのうち何件ぐらい出てるのでしょうか。

○議長（小沼正男君） 農林水産課長 有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君） ちょっと資料、今日持ってきてませんので、ちょっと記憶のなかでございませうけど、大体3件くらいあったかなというふうに記憶してございます。

○議長（小沼正男君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） 令和2年度でいうと8件、そのうち消防のほうで水上バイクを出したのが3件、救済会のほうで出たのも3件と、同じかどうかは別として、違う場合もあります、これはね。そういった数字ということになっております。

今、水難も多様化しているといっていると思います。昔でいえば、本当にその海水浴場でおぼれるというようなことが多かったのかなと思いますけれども、今年なんかでいうと、幸いその海水浴開設期間、通常ですね海水浴場は開設してませんけれども、7月末から8月末までのこの時期の水難というのは、海水浴場とするあのサンビーチではなかったと思うんですね。その後に発生があったと、いろんな場所でありました。なかには自ら入ってしまうというものもありましたけれども、最近でいうと、ここ数年は神磯から落ちてしまうという非常に残念な事故も数件起きているということになります。今年でいうと私の記憶でいけば、その水難が発生した時の海の状態ですね、この海の状態でいくと、比較的穏やかな時が多かったのかなと思います。そんなに海が荒れていて大変

だったということはなかったという感じがしております。

しかし、そういうなかではあるんですが、消防のほうで水上バイクで救助活動、捜索活動に当たっているその活動の仕方ですね、この水上バイクの操船の仕方というところがちょっと不安があるんじゃないかという指摘をいただきました。これについては消防長のほうでもある程度認識されているのかなというふうに思うんですが、じゃあどうしてそういうことになってしまうのかというところですか。

まず、消防長にお尋ねをいたしますが、これまでの水上バイクの操船の訓練ですね、通常の当務、今も朝から次の日の朝まで24時間、1係と2係に分かれて勤務をされております。この当務の皆さんの訓練と、あとは非番、あるいは週休といった、いわゆる休みの時、この皆さんの訓練の内容というところを簡単に教えていただきたいと思えます。

○議長（小沼正男君） 消防長 内藤彰博君。

○消防長（内藤彰博君） 先ほどの議員のご質問にお答えをさせていただきます。

水難救助訓練の仕方といいますかやり方なんですけども、まずパワーポイントを使用したですね座学、陸上でできるウェットスーツ等の着装訓練、そして水難救助器具の取り扱い訓練、また、マリッジットを牽引した訓練、また、メンテナンス訓練等をですね行っているところでございます。この場合は、当務の場合の訓練でありまして、非番、週休等についてはですね、海水浴シーズン前にですね、必ず水上バイクを使用した救助訓練等を10名程度で行っているところでございます。あわせてですね消防学校、ゆっくら健康館のプールを使用しまして、講師2名による指導のもとですね、基本泳法、救助泳法、各隊員のスキルごとに分けてですね指導もいただいているところでございます。またですね、水上バイク講習会を3年前からですね一般社団法人ジャパンウォーターパトロールという、通称JWPですか、こちらで講習会を受講をさせておるところでございます。また、この試験に合格した者についてはですね、修了証の発行をいただいているところでございます。現在6名がですね講習修了者となっております。さらに、この合格者についてはですね、その訓練にもですね参加をしておるところでございます。今後はですね、水上バイクを使用したウェーブトレーニングといいまして、波の訓練ですか、そういったものを導入してですね、災害にあわせて機動力強化訓練に努めてさせてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） 今、当務と非番に分けて説明がありました。これ、どういうことかという、通常であれば火災の訓練、そのほかの救助訓練というところは、今、勤務されている方が消防署の横でやったりなんかしているわけですけども、水難救助訓練というとなかなかそうはいかない。例えば今お話にあったようなプールに行く、消防学校のほうにもプールあります。ゆっくら健康館の話もありました。海、川、涸沼、こういったところの現場に行ってやるということは、時間的にも非常に厳しいものがあるんですね。今、消防署の勤務体系というところのちょっと説明をさせていただきますと、通常10名体制と11名体制と12名体制、この3つがあるんですね。大体月でいえば、これは10日ぐらいずつということでもいいんですかね、大体。一番少ないこの10名体制、このちよっ

と説明をさせていただきますけれども、10名今おります。そのうちのまず2名、これは通信員ということになります。電話とかの対応ですね。この状態で、まず救急車が1台出るということになると3人ここでいなくなります。残りが5人、この状態で二次救、2台目の救急が出てしまうと3人いなくなってしまう。残りが2人ということで、あとこの状態では次の対応が何もできないということになりますから、この2台目の救急の内容によって非番招集をするということですかね。そのようになっておりますから、とてもじゃありませんけど通常のこの状態で水難に対する救助の訓練を現場ですということは、これはまず不可能だということなので、先ほどもご説明にあったように非番、あるいは週休の皆さんが現場での訓練をするということが今の現状ということですね。

非常にこれ難しい話だと思うんですが、その非番の方、非番と週休の違いというところになりますと、まず24時間仕事に行く。次の24時間が休み。24時間行く。24時間休み。これを3回繰り返して最後に2回休みがある、これが週休というものです、最後の2回が。こういった勤務体系。この繰り返しということに消防ではなっております。そのなかで、先ほどちょっと訓練が私は足りないという認識なんです、大体これまで1人の署員が水難救助訓練、その水上バイクの訓練をする回数といえますか、それは年間何回ぐらいあるんでしょうか。

○議長（小沼正男君） 消防長 内藤彰博君。

○消防長（内藤彰博君） 飯田議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

回数にしたらすね、ちょっと回数のほうは出てないんですけれども、前回ですかね、今年についてはですね2月に2係と1係で3回の、2月から3月に、失礼しました。2月から7月までの間の回数としましては、2係が3回ですか、1係については2回、ただこの水難救助訓練、マリッジットを使用したのは7月の3回、4回になります。ただ、1係については15名、1係については9名、参加をしております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） それ、1人の隊員が3回、4回ということでもいいんですか。はい、わかりました。

今、3回、4回というお話がございました。それだけやっても、なかなか十分な操船ができていないというのが現状だと思うんですね。そうすると、この訓練を増やさなければならないということになると思います。その時には、非番、あるいはその週休の皆さんに対して手当を出さなければならないわけですね。ここでは予算ということになってきますので、この予算が十分確保されているのかどうかということになるわけですが、先ほどのお話、今年はそれだけの回数をやっていますけれども、これはその年によって回数とかというのは結構違うもんなんじゃないでしょうか。

○議長（小沼正男君） 消防長 内藤彰博君。

○消防長（内藤彰博君） ただいまの飯田議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

回数はですね年によって違うところは違います。また、先ほどの手当についてでございますけれども、休日においてはですね、基本、時間外が発生します。しかしながら、今年においてはですね、新型コロナウイルス感染症対策によりましてですね海水浴場が開設されなかったためにですね、4

月の4連休にあわせて商工観光課とJWPですか、先ほどもご説明させていただきましたが、これ警戒ボランティアとして契約を行っているところでございます。また、消防本部といたしましてもですね、商工観光課と事前に協議をいたしまして、4日間の警戒に参加をしたところでございます。今回4日間の警戒についてはですね、県内消防職員がですね延べ40人参加をさせていただいたところでございます。手当等についてはですね、他の消防本部もボランティアということで時間外は支給してはございません。当然、我が消防本部においてもですね、支給はしておりません。また、保険等についてはですね、商工観光課さんのほうで加入をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） この誰でも操船できるようにしなければなりませんし、その個人個人のそのスキルですか、これ大体同レベルに、誰が乗ってもしっかりとそういう活動ができるという状態にしていかなければならないと思いますし、これなかなか海がいい時ばかりではありませんから、水難が起きるのは。どうしても通常の訓練というと、比較的穏やかな時にやりがちだと思うんですね。そうではなくて、危険な時にやるということはないにせよ、ある程度風があるとか波があるという時に訓練をするということも、本番を想定すれば非常に大事な話なんだろうなというふうに感じますし、ライフセイバーの皆さんだと常に海で訓練を一年中、今、最近も海でやっているようですが、そのような形でやっておられますので、是非消防でもそういった訓練をするべきではなからうかなと感じております。

重要なのは、訓練をするということはもちろん重要なんですけど、その内容ですね、どういう訓練をするのかということところが重要だと思うんですけども、先ほどJWPというお話がございましたけれども、ここはどういうところなんでしょうか。

○議長（小沼正男君） 消防長 内藤彰博君。

○消防長（内藤彰博君） ただいまの飯田議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

先ほどジャパンウォーターパトロール、JWP、この団体はですね、一言に言えばですね水辺の安全を目指す団体でございまして、信頼ある団体ではなからうかと思っております。

また、この講習をですねもっと増やす計画ということでございますけれども、今現在6名でございますので、足りないと考えておるところでございましてですね、今後においては順次、講習会の受講を継続して行いたいなというふうに思っております。

また、訓練内容でございますけれども、訓練内容についてはですね救助現場、コンディションというのは先ほど議員おっしゃるとおりですね様々なことであるためですね、適合できる泳ぎとしてですねクロールの泳ぎではございますけど、前方を確認しながら、首を出しながらですか、ヘッドアップクロールといたしまして、要救助者を見失わないような泳ぎで、首だけを出して泳いで救出に向かうという訓練の内容で、あともう一つは平泳ぎですか、こちらを重点に置いてですね訓練をやっているということでございますので、引き続きこのような訓練はですね行って継続していきたいと思っておりますので宜しくお願いたします。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） そのJWP、ここ3年ぐらいというお話だったと思いますけれども、それまでは署内で皆さんで独自に勉強されて、お互いに教え合ったりしながらの訓練だったと思うんですね。このJWPの皆さんというのは、そこが専門的な活動、そういったことをやっているということで最近はその専門の方から学んでいるということですから、非常にこれ大事なことだと思いますね。

大洗の場合ですと、目の前に海があって、そして川があって、涸沼があってということで、水に囲われているわけですから、先ほども勝村議員からもありましたけれども、非常にその消防の水難に対する備えということは重要だろうと思います。

そこで、この水上バイクの免許のところなんですが、昔でいうと、ボートと水上バイクも同じ免許だったんですが、今は分かれて、特殊小型船舶操縦免許というんですかね、これ水上バイクのみ乗れる免許だと思うんですけど、これ多分6、7万円ぐらいですかね、今、そのぐらいの金額だと思うんですけど、現在その免許を取得するに当たってのその費用の負担の仕方っていうのはどういふふうになってるんでしょうか。

○議長（小沼正男君） 消防長 内藤彰博君。

○消防長（内藤彰博君） ただいまの飯田議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員おっしゃるとおりですね特殊小型、こちらが水上バイク、小型船舶が普通の二級、一級の小型船舶の免許になります。

現在、消防本部ではですね、主に水上バイクのほうの免許証を取得させようとしているところでございまして、現在はね議員おっしゃるとおりですね6万5,000円ぐらい、水上バイクのほうはかかります。対しましてですね、小型船舶、こちらについては10万円を超える料金となっております。

今現在としましてはですね、この水上バイクのほうを主に取らせていただいて、予算的にはですね、費用としましては半分負担、半分個人持ち、半分行政持ちというふうな仕組みになっております。以上です。

○議長（小沼正男君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） これも仕事で使うための免許ということですから、これ半々に出すのがいいことなのかどうなのか、これ財源措置というところもありますから、この辺については是非ご検討をいただきたいなというふうに考えます。

そこで、先ほどちょっと神磯の事故について触れましたけれども、通常のサンビーチと神磯、あの辺の磯場の事故というのは、全く違う性質だと思うんですね。なかなか神磯の辺りだと、その水上バイクを使ったりということはなかなか難しく、最近でいうとヘリが来たりして捜索したりということがあるんだと思います。救済会の皆さんも磯場は厳しいですね、船出すのはね。丘からの主に捜索ということになると思うんですけれども、神磯に限らず大洗海岸一帯のあの岩場、磯場でですね、あの辺の例えば部分部分で、いろんな流れであるとかあると思うんですね。磯の名前もありますし、そういったその特徴とか何かそういうところの勉強をしていくということも非常に大事なのかなと思うんですね。前の観光課長の佐久間さんなんかは、もうそういうところは大変詳しくて、

専門家以上の知識を持たれていろいろよく私も勉強させられましたけれども、そこまでというのはなかなか難しいと思うんですけれども、やはりこの磯は水の中はどういうふうになっていて、そこにはどういう流れが起きていて、ここが危険なところなんだ、ここはこういうところなんだと、こういう勉強も非常に重要なんだろうと思いますので、これは当務の皆さんでも座学でもできる部分だと思いますので、この辺もしっかりとやっていただきたいなというふうに思っております。

今、消防署には1台の水上バイクがあります。あとは商工観光課にも夏使うものが数台あると思うんですけれども、これ、以前もちょっと私提案させていただいて、実際にやっていただいたことがあるんですが、通常、商工観光課の水上バイクというのは、夏の海水浴場を開設している期間しか使わないということになりますから、8月末に終わって、それから次の年の夏前まで全く動かさないということになりますから、いくら洗ったりしているとはいえ、中には潮がたまっているわけですね。毎年メンテナンス、業者に出してメンテナンスをしてもらいますけれども、ジェットはこれは消耗品というところもありますから致し方ないところだと思うんですけど、このコストってすごく高いコストになっていると思うんですね。ずっと恒久的に買い換えを、入れ替えをしていかなければなりませんから、そこで以前提案させていただいたのが、まだ消防署の方に消防署の独自の水上バイクがなかった頃に、商工観光課の水上バイクを消防署に置いていただいて、使わない時に、そしてそれで訓練をしたりとかエンジンをかけたりメンテナンスをしながらみんなで勉強をするということを提案させていただいて、一時やっていただいておりました。今は消防署の水上バイクがありますから、それはそれで消防署で管理をして、商工観光課のものは別にあるということですが、先ほどの訓練というところからいきますと、1台で訓練をするということになると、2人が大体乗っていくという感じになると思うんですけれども、それよりは2台とかで運用したほうがお互い教え合ったりとか見たりするというのも、効率良い訓練ができると思うんですね。その辺のところ、数台商工観光課にはありますけれども、消防署のほうに順番に持ってくるのかその辺のやり方はお任せしますが、消防署のほうで訓練に使ったり、あるいは週に1回ぐらいずつ一緒にメンテナンス、エンジンを掛けるということでも、これも非常に長寿命化が図れるのかなという感じがするんですが、そういった通常使わない時に消防署で訓練に使いながらメンテナンスをするということが可能なのかなのか、まず消防長にお伺いをいたします。

○議長（小沼正男君） 消防長 内藤彰博君。

○消防長（内藤彰博君） 飯田議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

商工観光との水上バイクの共用ということではございますけれども、今現在ですね、2人用乗の2台の水上バイクを同時出場、救助活動は不可能と思っております。また、水上バイクはですね、保管場所も消防署の敷地がですね大分狭くなっております。盗難等のリスクも加味するとですね、厳しい状況ではないかと思っております。

また、ご提案のあった共用についてはですね、今後、商工観光課の水上バイクをですね借用した訓練、また、メンテナンス時、これは消防本部の水上バイクがメンテナンスの時ですね、借用して、その時はですね観光課のほうの借用に、災害に備えるなど商工観光課の消防本部、お互いに有効活

用できないか、タイアップしてですね検討課題としていきたいと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） 観光課長、どうでしょう。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、飯田議員のご質問の商工観光課所有の水上バイクの訓練での活用ということかと思えますけれども、商工観光課所有の水上バイクの運用につきましては、議員からもお話がありましたとおり、例年、夏期の海水浴場開設期間におきまして各海水浴場に配備のほうをいたしまして、万が一、要救助者が発生した場合に救助活動に使用するという事としております。今年度につきましては、議員からもありましたけれども、海水浴場は開設はしなかったわけでございますけれども、万が一の場合に備えまして一定のパトロール体制は敷いております、万が一の際には使用できるように配備をしておりました。

また、それ以外の期間につきましては、特に稼働することはないですね、海水浴期間前と期間終了後に点検整備等のメンテナンスを行って倉庫のほうに保管しているというような状況です。

先ほど来からありますけれども、消防本部において訓練に使用し、稼働をしていただけたということになればですね、商工観光課としてはやはり日常的に整備が行われているということになると思いますので、水上バイクの性能の維持およびメンテナンス費用の削減にもつながるメリットがあるのかなというふうには感じているところでございます。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） 是非その辺のところ連携して、うまい形でいけるといいのかなと、共用できるといいのかなと思いますので、是非ご検討をいただきたいと思います。

消防長に改めてお尋ねをしますが、その水難救助、この辺に対しての課題といいますか、問題点、こういうところはどのように認識されているでしょうか。

○議長（小沼正男君） 消防長 内藤彰博君。

○消防長（内藤彰博君） 議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

水難救助についての課題といいますか、大洗町はですね海域が広くてですね、各水難事故のエリアシミュレーションもですね、訓練、そして波を想定したウェーブトレーニングが必要不可欠のかなと考えているところでございます。本年もですね数回実施しましたけれども、海上保安部と県警と近隣消防等とのですね水上バイク、また、ドローン等を使用したですね合同訓練も必要と考えておるところでございます。また、ドローン操縦者についてはですね、現在、12名が操縦をできるような状態になっています。今後においてはですね、順次講習会のほうを受講して継続して行っていきたいと考えておりますので宜しく願いいたします。以上です。

○議長（小沼正男君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） 今、ドローンの話も出ました。ドローンは今年度導入したんですね、確か、はい。3月の委員会の時にもお話がありました。いろいろ詳細に説明をいただいて、議会のほうでも大事だよという話になりましたけども、あの時の説明のドローンだと、雨天時に使えないドローン

だという話だったと思うんですね。もうちょっと値段を出せば、それで使えるものもあるんだよという説明もいただいたと思いますので、今後はそういったいろんな時に対応できる、そういったものを購入していくという方向で考えていただけるといいのかなというふうに考えます。

まだ時間はあるんですけども、町長にお尋ねをしたいんですが、今日、その非番、週休の皆さんの手当ですね、予算措置の在り方、これじゃあ何回訓練すればいいんだというところは、これも問題だとは思いますが、ただ、これまでの結果から見ると、今のままでは決して十分ではないだろうというふうに考えます。この辺の予算措置の在り方と、あとは免許取得の費用の部分ですね、今、折半しているということですが、この辺の方向性の考え方についてちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 飯田議員からは祝意の言葉をいただきまして本当にありがとうございます。議員の信用力をお借りして当選した部分もでございますので、しっかりそうした視点に立って、今後切磋琢磨しながら、我が町の振興発展に努めてまいりたいと思いますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

議員からは、いわゆる水難救助に関する件について、今ご指摘のように大洗は海がございまして、また、川、沼と3つの水に囲まれているわけでありまして、この部分については先ほど勝村議員からありましたように、行政の危機管理としてもしっかり対応していかなければならないと思っております。

今の件でございますけども、まず1点目といたしまして、私自身考えますのは、当然その職務として使うスキルでありますから、公金を活用してしっかりそのスキルを身に付けていただく、そういう体制を構築すべきだというふうに思っております。ただ、考え方として、属人的というか、その方々個人に、ほかでも使えるスキルということでもありますから、その部分でおそらく今までの考え方としては財政面というよりは、その辺のところの考え方を取り入れた形で応分の負担をいただくと。ただ、今、職務で精励されている団員の方々からすれば、消防職員の方々からすれば、おそらくそれはちょっと違うんじゃないのというような思いがございと思います。消防を辞められた後には、もう一切こういうスキルは使いませんよということでもあるとするならば、この考え方というのは全体をしっかりと見据えた上でのいわゆる考え方ではないということがわかるわけでありまして、そこら辺のところの整理を本当にどうしたらいいのかということ、今、議員からご指摘もありましたので、今ここでじゃあ全て来年度から全部公費で負担をするということが適当かどうかということも含めて、今のような在り方をひとつ検討をしてやっていきたいというふうに思っております。

それから、今、消防長からも話ありましたが、様々なこの連携というのも必要性を常に感じておりますので、議員ご指摘のように、例えば頻発化しているということ、災害が今、頻発化している、それから、またその自然についても多様性が非常に出てきておりますので、もう今までに考えられないような数年に一度の地震が頻発したりとか、また、台風ももうこれ何年に一回、何年に

一回というような、もうどんどんどんそういうレベルが高いものが来ておりますので、いつ何とはなしに何事が起こるかわかりませんので、転ばぬ先の杖、先ほどもお話、勝村議員からもありましたが、災害は忘れた頃にやってくるということではなくて、もうフレーズが、忘れないうちにやってくるような、そんなような状況下にありますし、本当に多様化、複雑化しておりますから、そういう視点でも防災の視点というか、危機管理の視点で行政としてどうやって対応するんだと。

それから、あと、神磯周辺の関係のことをおっしゃいましたけど、まさに議員ご指摘のとおりでありまして、やっぱりしっかり地域の実情を知るというのも大事だと思っております。この間、全く視点が違いますが、遺跡を拝見させていただきました。磯浜古墳群であります。生涯学習課のほうで対応しておりますけども、もういわゆる2世紀とか3世紀に積み上げたあの石がいまだに崩れていないという、先人のいわゆる何ですかね、非常に能力高いところ、もうこんなに今電子化されたり技術が最先端の技術ということがもう積み上げられているにもかかわらず、今のこの人間よりももうずっとずっとこう経験とかいわゆる直感とか、そういうところでやられているんでしょうけども、しっかり対応されているということであって、必ずその昔のルーツ、昔話っていうのは、どこかにしっかりとしたその根拠があるわけですから、そういうこともしっかり今、佐久間元課長の名前も出ましたけども、ああいう先人の語り部のですね思いというか、語り部のいわゆる積み上げてきた経験であるとかそういうものもしっかりと受けながら、後世へ伝えられるように、客観化するということも大事だと思っておりますので、しっかり客観化して残していきたいと思っております。

それから、訓練についてでありますけども、これは当然しっかりやっていかなければなりませんし、また、先ほどの免許取得と同じように、じゃあその非番の時に出的部分どうなんだということも出ますので、これ当然もうお支払いしないと労働基準法の問題とかにももう完全に抵触しておりますので、そういうことはしっかり対応していきたいと。ただ、現実の問題と、それから今、議員からご指摘とかご提案あったのは、理想的な形として、あるべき姿としてご提言がありましたけども、あと、今置かれている現状とか、そして現実的にどういう対応をしているかっていうのは、かなりの乖離がございますので、今の免許取得の件とあわせて、そういうものを一回整理をしてですね、どうやっていくことが必要なのか、そして何がまずは求められているのかということをも十分に考慮、検討しながら対応してまいりたいと思っておりますので、また更に引き続きいろいろなお知恵をお借りできればと思っております。

○議長（小沼正男君） 7番 飯田英樹君。

○7番（飯田英樹君） これまでもほかの議員の皆さんの質問に対してもそうですけれども、町長は職員の皆さんの働きやすい環境づくりというところ、非常に重要だというふうに感じられていると思いますので、消防も非常に重要な部分で、同様のお考えを持たれていると思いますけれども、是非いろいろな部分でご検討いただきたいと思います。終わります。

○議長（小沼正男君） ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は11時25分を予定しております。

(午前 11 時 17 分)

---

○議長（小沼正男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 25 分)

---

◇ 柴 田 佑美子 君

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 6番、公明党の柴田佑美子でございます。國井町長におかれましては、現在、新型コロナウイルス感染症拡大という、いまだかつてない国難のなかでの國井町政のスタートとなりました。9月23日初登庁より2カ月、怒涛の2カ月だったのではないのでしょうか。昨日、石山議員より國井町長との思い出、高3の時には政治家になる決意をされたお話を伺いました。政治家になる志を10代で持ち、5期20年の町議会議員の経験を経て町長になりました。改めて國井町長の志の深さ、ふるさと大洗を思う心を感じることができました。町長の舵取りに、より、更に住みよい町になることを念頭に置き、本日質問させていただきます。今回は、9名の議員が質問するなか最後ということで大変緊張しておりますが、執行部の皆様、どうぞ宜しくお願いいたします。

本日は、2つの質問をさせていただきます。まず1つ目に、弱者に優しい窓口対応を、おくやみコーナーの設置を、そして2つ目には、猫の不適切飼育によるトラブル解消、動物との共生、猫の飼育法周知の徹底をとということで、2つ質問させていただきます。

地域の方より、親が亡くなり、葬儀が終わってほっとしたのもつかの間、慣れない役場に来て様々な手続きを目の前にして、何から手をつけてよいのか窮してしまっただけのお話を伺いました。特に高齢の配偶者や親族の方が遠方に住む場合は、葬儀、遺品の整理をしつつ、多岐にわたる死亡に関する手続きをしなければなりません。先日、都内に住む方からの相談を受けました。1人で大洗に住んでいた妹さんが亡くなり、相談はそのお姉さんからでした。まさに遠方に住み、遺品整理をしながらの手続きです。大変困っている様子でしたので、役場内の手続きに同行いたしました。都内から電車で来られることを伺っておりましたので、スムーズに手続きができるよう、前日に担当課に依頼していました。しかし、手続きには長時間を要し、閉庁間際まで庁舎内での手続きが続きまして。その時感じたのが、お悔やみに関する手続きがワンストップでできる窓口があれば、もっと町民に寄り添った対応ができるのではということでした。

ここで質問いたします。現在、町民が家族を見送った後、様々な手続きを行う必要があると思いますが、担当課での対応はどのようになっているのでしょうか。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） では、議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、ご家族が亡くなられた場合の窓口対応ということなんですけれども、まず大洗町、一応総

合窓口ということで様々な問題を抱えた住民の方が、まず一番最初に住民課のほうで窓口に来ていただいて、こういうことで役場の手続きをしなければならぬよというところで、まず聞き取りをさせていただいております。そのなかで今回、おくやみコーナーということですので、死亡の手続きについてなんですけれども、現在、住民の方が亡くなられた場合に、大きく3つのパターンで役場のほうに来庁されます。まず1つ目なんですけれども、死亡届及び火葬場の使用についての手続きのほうで窓口の来られると。こちらのほうは、最近なんですけれども、近年なんですけれども、葬祭業者の方がほぼ代行をしていただいているので、以前のように遺族の方や町内会の方というのが直接来庁されて死亡届とかの提出というのは、もうほぼないという状況になっております。ここからが遺族の方の手続きにはなるかと思うんですけれども、2つ目といたしまして、健康保険証や年金の手続きなどの直近で手続きをしなければいけない手続きというものです。こちらのほうは今現在、死亡届とかを出させていただいた時に業者の方に遺族の方へお願いしますということで、後日役場へお持ちいただくものということで書類のほうをお渡ししております。そちらのほうを確認して、後日、遺族の方が落ち着いた時に来庁していただくという手続きをとらせていただいております。また、もう一つなんですけれども、ある程度落ち着いてから手続きをとるもの、こちら相続関係ですとか、あとは有価証券、電話の所有者の所有権移転ですとかということで、そちらはある程度落ち着いてからでも手続きを行うものということで来庁されるという3パターンの型がございます。今現在、町の住民課といたしましては、各いろいろなお求めになるものが違ったお客様についてなんですけれども、一人一人その状況を確認させていただいて、適切な方に適切なものをとということで、もし別な担当課があればそちらのほうにご案内するですとかという形でご案内させていただいて、住民課のほうで取れるものは住民課のほうで出させていただくという手続きをとらせていただいております。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 現在の対応を、その臨機応変に、その町民の方に寄り添って対応していただいているという説明がございましたが、今まで対応するなかで何か問題点などありませんでしたか。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） では、議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

様々な方が窓口に来られる段階で、やはり何ていうんですかね、体がちょっと悪くて、ちょっと2階のほうまでは階段使って上がれないんですよとかという方とかがおられたりします。窓口のほうでできるだけやはり住民の方への負担を減らしたいということで、窓口のほうに各担当の部署のほうに連絡を取りまして来ていただいて、窓口のほうでそういう方についてはできるだけ歩かないで負担掛からないような手続きができるような対応はさせていただいております。

また、いろいろな手続きのなかで、特に相続とかもそうなんですけれども、やはり本人が来庁された場合に、本人がどのような書類を取っていいのかわからないというのとか、あとはやはり死亡の届出をある会社に出さなければいけないんですけれども、その時に住民票を持ってきてくれとい

う形で言われた時に、窓口のほうといたしましては、住民票のなかでも本籍地が載っていたりとか、世帯主との続柄が載っていたりとか、マイナンバーが載っていたりとかということで、やはり住民票のなかでも様々なちょっと出し方がございます。そのなかで、その提出先の会社さんのほうがどの情報を求めているのかというところを、ある程度免許証とかというものであればうちのほうで把握して、免許証では本籍は載せたほうがいいですので本籍を載せた住民票を発行しますねということとできるんですけども、やはりいろいろな業者さんのほうは何を求めているのかというところもなかなか難しいので、そこは本人のほうにご事情を説明して、会社のほうに、提出先のほうに、どういう住民票が必要ですかということでの連絡をしてもらったりというところはあるんですけども、住民の方のなかでは、やはりわからないところで住民票を持ってきてくださいということで、どうして役場でそれがわからないんですかっていうことで様々なものがあったりですとか、あとは、やはりどうしても今、窓口部分としては3名の職員で回しております。今現在、いろいろな手続きのなかで、やはり相続ですとか、あとは今ですとマイナンバーのマイナポイントの付与ですとかという形で、一件一件のものがどうしても多く時間が掛かってしまう手続きとかが増えておりまして、そのなかでお待たせしまった場合がかなりあるかと思えます。特に定額給付金が始まった時ですね、マイナンバーのほうロックが掛かってしまって、そのロックの解除に住民課のほうに並んでしまったという形のこともございますので、どうしても待ち時間というのが増える傾向にございますので、そこでやはりどうしてもいつまで待つんだというところのことでご迷惑をお掛けしてしまったというところも実際問題としては最近ございました。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

〔スクリーンを使用しての質問〕

○6番（柴田佑美子君） 答弁のなかで、現在、町では一覧表を、亡くなった後に一覧表をお渡ししているということで、ちょっとデータが見づらいデータになってしまいましたが、とても簡易なものです。そこにはどういったものが必要で、どういう方がこの手続きが必要だっていうような内容までは出てないですね。例えば愛媛県の今治市では、これももうとても細かい資料で、ちょっと画面に出すのは申し訳なかったんですけども、このようなシートが使われております。窓口を持参するもののチェックができるようになってます。また、自分はどういう手続きが必要なのかということまで一覧表で出てますので、その個人によっては必要でない手続きもありますので、それをチェックすることによって窓口で自分はどの窓口に行って手続きをすればいいのかっていうことがわかるようになってます。ちなみに今回、今治市のチェック資料を参考資料といたしましたが、近隣自治体でもホームページ上で提示しているようです。例えば取手市さんでは、7月1日より「おくやみコーナー」を、そして日立市さんでは、10月1日より「おくやみデスク」、そして小美玉市さんでも4月1日より「おくやみデスク」が開設され、そのおくやみに関わる手続きがワンストップでできるようになっているようです。このワンストップの窓口ということを申しましたけれども、先ほども課長の答弁のなかにございましたが、大洗町は人口1万6,500という、とてもコンパクトな自治体ですので、大きな自治体と比較しましたら、まさに町民に寄り添った窓口対応がしやすい、また、

されているのだと思います。そして、先ほどの答弁のなかでも、足がご不自由な方の場合には2階の担当者を1階のほうに来て対応させているという答弁もございましたので、本当にきめ細やかな対応をしていただいているかと思います。しかし、やはり更により住民に寄り添った対応をしていく必要があるのではないかと私は考えました。

おくやみコーナーというのは、遺族の方が死亡の手続きのために来庁した際、必要な手続きをご案内し、関係書類について一括対応できる窓口のことです。おくやみコーナーを最初に取り入れた自治体は、大分県別府市でした。若手職員が市民サービス向上を目的に、ワーキングチームをつくり、各課の連携、協力のもと、設置に至ったということです。遺族は事前におくやみコーナーに予約をし、個人の情報を伝え、おくやみコーナー側では、その情報が必要な手続きをリストアップしておきます。遺族が来庁の際にご案内をし、必要であれば書類作成のお手伝いをします。申請書類の電子データには、氏名、住所等の基礎的な情報が自動転記され、申請者の負担が軽減されます。おくやみコーナーを設置して以来、何の問題も起こっておらず、市民からはスムーズに手続きができた、時間が短く済んだと大好評だそうです。待ち時間が短く、窓口業務がスムーズに行われるということは、来庁者にとっても、職員にとっても、望まれることであろうと思います。家族や親族の死という人生で最も悲しい状況にある遺族の負担を少しでも減らし、町民に寄り添った行政サービス提供のために、本町でのおくやみコーナーの設置はできないのでしょうか。

内閣官房IT総合戦略室では、おくやみコーナー設置自治体支援ナビシステムを本年3月より無料で希望自治体に提供されています。将来的には、遺族がオンラインで必要な手続きを完結できるとしています。様々な課題があると思われそうですが、本町に最も適した方法で町民サービスの向上が、お悔やみに関する手続きが簡素化されるよう要望いたします。

次に、住民課の窓口体制について質問いたします。先ほども課長のほうからの答弁のなかにもありましたが、庁舎内で総合案内窓口がないため、その役割は1階の入り口にある住民課での対応が主になっていると思います。課内の席の配置について、町民の方より声を掛けづらかった、なかなか対応してくれなかったことがあったということ伺ったことがあります。たまたまその時、業務に多忙を期していて、お待たせする時間があったのかもしれませんが。現在の課内の体制については、先ほども答弁いただきましたので、先日の30日の和田議員の人口対策について町長の答弁のなかで、積み重ねが大事である。例えば初めて行った役所窓口の対応が、とても気持ちの良いさわやかな対応だった云々という答弁がございました。役場職員の窓口対応により、大洗町のイメージが好印象として相手の心に残るということだと思います。人は人との交流によって心が動かされます。それはプラスにもなり、マイナスにもなるということです。住民に寄り添った窓口対応は、大事な視点であり、ますます高齢化が進むなか、弱者に優しい対応が必須であると感じます。

それでは、続きまして、福祉課窓口対応について伺います。

地域の方と対話するなかでいろいろな相談を受けることがあります。今までに特に対応に苦慮したのが、一人暮らしの男性への対応でした。緊急を要する内容については、すぐに対応する必要があったため、1人で対応いたしました。いろいろな場合が考えられますが、個人情報のあることもあり、

知人に対応を協力していただくこともできず、悩んだ経験があります。

水戸市さんでは、相談を受けると直接ケースワーカーさんが自宅訪問し、対応していただけると伺いました。当町の実態はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

柴田議員自身が大変地域のボランティア活動に積極的に参加していただいて、地域住民の見守り役を担っていただいていること、本当に感謝いたしております。ありがとうございます。

今ですね、水戸市のほうでは水戸市のケースワーカーがそういった困難な市民に対して直接訪問をして対応しているという話をお聞きしました。大洗町ではどうなのかというお話ですけれども、例えばですね生活困窮者に対する対応する部署っていいものは、市は自治体独自に福祉事務所を設置することになっております。そして、町村については県の福祉事務所が対応することになっております。水戸市の場合は、多分ですね、これちょっと推測なんですけれども、生活保護の決定の可否の判断が必要である、あるいは自立支援の業務の一環として水戸市の職員、あるいは水戸市の社会福祉協議会の職員が直接訪問して生活の状況を確認しているものと思われま。大洗町の場合は、町職員に生活保護の決定権はありませんので、決定の可否に必要なケースワーカー業務というのは、県央福祉事務所の職員が行っております。だからといって私ども町職員が一切個別訪問をしないというわけではないんですけれども、何分福祉課の正職員12名でございますが、この12名で1万6,500人全ての住民を対応するということがなかなか困難でございます。ですので、大洗町においては地域住民の生活実態を調査し、支援が必要か否か状況を把握し、行政に報告する役割を担う福祉委員としての役割を民生委員に委嘱してございます。ですので、もしまた次にお一人での対応がちょっと躊躇される場合がございますらば、是非地域の民生委員にお声掛けをしていただきたいと思います。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） ただいま民生委員さんの方の協力を受けてくださいということでしたが、民生委員さんはやはり女性の方が多いかと思うんですけれども、同じ立場で女性として民生委員さんの活動はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 民生委員の立場でございますが、まずおさらいでございます。民生委員法に基づきまして厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員としての立場でございます。地域住民の立場から生活や福祉全般に関わる相談活動を行うものとされております。またですね、全ての民生委員は児童福祉法によりまして児童委員も兼ねておりますので、高齢者とか障害者とかだけでなく、子育ての不安に関する様々な相談業務もその役割の一つとされております。

地域社会のつながりが薄くなっている今日でございますので、やはり子育てとか介護で悩みを抱える方々、それから障害のある方、高齢者などが孤立しまして必要な支援を受けられないケースが散見いたしてありますので、民生委員や児童委員が地域の住民の身近な相談相手となって、私ども

行政とか専門機関をつなぐパイプ役を務めていただいております。

実際に大洗町でどのような活動をされているのかといいますと、お一人住まいの高齢者、老老世帯、それからひとり親世帯なんかへの訪問を行っております、必要であれば生活保護申請に係る意見書、それから、教育委員会の実施する就学援助に係る調査書の作成、それから配食ボランティアなど地域の見守り役として実際に活動していただいております。

先ほど議員が申されましたように、現在39人の民生委員おられますけれども、半数以上が女性です。やはり同様に、お一人での活動、訪問がちよっと不安だという声もあります。そういった時には、民生委員同士が複数人で活動したり、あるいは男性民生委員の同行協力を得て活動しておりますので、民生委員自体も自分の担当地区にちよっと心配な住民がいるっていう情報があれば、確認する、把握することは必要かと思っておりますので、もしそういった心配な住民情報が寄せられた際には、担当地区の民生委員と一緒に同行して活動していただければよろしいかと思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） ただいまの課長の答弁で民生委員さんの活動の様子がよくわかりました。今後、地域の方から相談があった場合、地域の民生委員さんと連携し、慎重に対応していくことが最も重要であると感じました。現在、コロナ禍にあり、様々な状況下で悩みを抱える方々がおられます。そういう声を逃すことなく地域のなかのお一人の声をしっかり聞いてまいりたいと思っております。

続きまして、これで弱者にやさしい窓口対応については以上になりますが、もし住民課の課長のほうでご答弁ありましたら宜しく願いいたします。

○議長（小沼正男君） 住民課長 本城正幸君。

○住民課長（本城正幸君） では、窓口対応ということでお話をさせていただきたいと思っております。

やはり私たちも住民の方に、できるだけ負担が少ない窓口ということでいろいろと考えさせていただいて、対応はさせていただいているところなんですけれども、やはりどうしても忙しくて声掛けが遅れてしまったりとか、あとは手続き上、時間が掛かるものにみんなかかっているということで、ご迷惑をお掛けしてしまうことが多々あるかと思っております。今回、柴田議員のほうでもご指摘いただいたというところもありまして、職員のほうでももう一度帯を締め直すではないですけれども、住民の方にできるだけ気持ちよく窓口で手続きをしていただけるというところを、もう一度心の中で確認させていただいて、やはり笑顔で対応ができるような形の窓口に努めていきたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 続きまして、猫の不適切飼育によるトラブル解消をということで質問させていただきます。

近年、ご近所で飼っている猫が自宅敷地内に糞尿をして困る、お隣が多頭飼育をして悪臭に悩まされている、また、野良猫に餌をやっている人がいる、鳴き声がうるさい、子猫が捨てられているなど、猫の苦情についてのご相談を受ける機会が多くあります。

一般社団法人ペットフード協会が毎年行っている全国犬・猫飼育実態調査によりますと、令和元

年度は犬の飼育頭数が879万7,000頭、猫の飼育頭数は977万8,000頭と、猫の飼育頭数が犬の飼育頭数を上回るほど、ペットとして猫を飼う家庭が増えているようです。犬につきましては、昭和25年に狂犬病予防法が制定され、犬の登録、予防注射が義務化され、今では放し飼いの犬を見かけることはほとんどなくなりました。しかし、猫の飼育については決められたルールがあるものの、なかには不妊・去勢手術することなく自由に家と外を出入りさせる飼い主もいるようです。そのような猫の飼い方をする方が多くなると、その地域で猫が無秩序に繁殖してしまい、様々な猫の害からトラブルに発展することにもなりかねません。

ここで生活環境課課長に質問いたします。猫について、町に届く苦情はどのようなものがあり、また、その対応はどのようにされてきたのでしょうか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 柴田議員から町に対する猫に関する苦情の件ですね、まず、町のほうにもやはり苦情というかですね、町民の方から相談がございます。議員おっしゃるようになりますね、自宅の庭に猫に糞をされてしまう、ご近所で飼っている猫なのか、飼われていない猫なのか、その辺は様々ではありますけども、そういった苦情、相談として年間約30件ほど町のほうにきております。それに対して町の対応ということでございますけども、なかにはですね町に捕獲をしてもらえないのかというような相談がございますけども、今現在、動物愛護の観点からですね町のほう、あるいは県のほうでも猫の捕獲はできないということを説明をさせていただいております。また、それだけでは解決にはつながらないというところがありますので、例えば猫に庭に糞をされてしまうというような場合にはですね、やはり猫に入られないような対策をご自身でとっていただきたいというようなことを助言をさせていただいております。ホームセンター等でですね、猫のきれいな臭いのする液体というかですね、庭にまけるようなもの、あるいは猫に入られないような物理的にちょっとこう塞ぐとかですね、そういったものが多様に販売されておりますので、そういう手段をとっていただくということをお願いをしております。これはあくまでも助言という形でございます。

それとですね、その猫を飼われている方というか、よくあるのが猫に餌をあげている方ですね。そのために増えてしまっているというような状況、そういったものが特定されているというような状況ですと、町の職員のほうがですね現地のほうをうかがって、もし猫に餌やりをしているような方がいれば、その人に対してきちんと猫を飼ってくださいと。例えば、その猫の糞の始末とかですね、そういったところをきちんとしていただきたいというようなお願いをさせていただいております。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 今、課長のほうからの答弁がありまして、助言をされているということでしたが、猫のトラブルを解消していくためには、飼育猫と飼い主のいない猫とを分けて対策を考える必要があると考えます。家で飼っている猫については、首輪、不妊・去勢手術をし、完全室内飼いすることで多頭飼いを予防でき、更に大切な飼い猫を交通事故から守るメリットがあります。まずは適切な飼育法を町民に積極的に周知していくことが重要ではないでしょうか。猫を飼うための

周知徹底について、何かお考えがありましたらお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 猫の飼い方の周知という点でございますけども、これまでもですね町のほうでは防災行政無線を使ったり週報、広報紙のほうにですね適正な飼育についてお願いをする記事を載せたり、放送をしております。その際には、例えば犬であればですね、きちんと飼い主の方が散歩している時に犬が糞をしたら持ち帰っていただきたいということ、あるいは当然ではございますけども、きちんと逃げないような繋いでおくというようなこと、こういったことを呼びかけております。猫に関してはですね、議員おっしゃるように、基本室内飼いというようなこと、それと放し飼いにしてしまうと猫、ご近所に糞をしてしまうところがあるので、基本的には屋内で飼って欲しいというようなこと、屋内で飼いなさいということを知周をしております。トラブルになるのはですね、やはり飼い主がいない猫ですね。飼い主がいない猫というのは、どなたかが猫に餌やりをしていると。餌やりをしているんだけど、その方は自分が飼っている猫ではないということなので、なかなかそのところの認識の違いによってですね、なかなか改善ができていないというような状況があるのかなというところが非常に悩ましいところでございます。周知についてはですね、広報については、定期的な実施をさせていただいているということでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 周知については行政無線、週報等で周知をされているということで、私も目にはしますが、全くやはりなかなか目に止まるような記事ではないために、見逃されているような感じがいたします。

次に、茨城県が推奨するTNR活動について説明させていただきます。飼い主のいない猫、いわゆる野良猫を増やさないための活動です。

T：トラップ、猫を捕まえる、N：ニュータ、不妊・去勢手術をする、そしてRはリターン、元の場所へ戻すです。不妊・去勢手術を実施した猫は、ほかの猫と区別をするため、ほかの猫というのは手術をしていない猫と区別をするため、片耳の先を三角にカットします。さっき出てましたね、こういう感じですね。その猫は耳の形から「さくら猫」と呼ばれています。地域で暮らすさくら猫は、一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や殺処分の減少に貢献できる活動です。この活動は、茨城県犬・猫殺処分ゼロを目指す条例第8条のなかで「所有者がいない猫を新たに生じさせないため、地域住民等による人と猫との共生に配慮した取り組みを支援するように努めるものとする（市町村への支援）」と示されました。県では、手術費用の助成制度があります。この取り組みについて、質問ですが、この助成制度の取り組みについて、大洗町では県の補助金の申請状況、また、実績状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 磯崎宗久君。

○生活環境課長（磯崎宗久君） 県の不妊手術への助成ということでございますけども、大洗町でもですねボランティアの方とともにですね、この不妊手術に取り組んでおりまして、まず実績で申し

上げますと、平成30年度に63頭実施しております。これは全て県の補助ということではございませんで、県の補助以外にもですね動物基金という団体がございまして、こちらのほうでも猫の不妊手術に対して助成をさせていただいております。こちらのほうも活用して平成30年度には63頭について不妊手術を実施しております。また、令和元年度にも同様に69頭の不妊治療をしております。ちなみにですね、今年度令和2年度においてもですね県の補助制度を使いまして20頭、それと今実施中なのが20件ほどございますので、合わせて40頭ほど県の助成事業を使って不妊手術ができるのかなと思っております。

また、県の動物基金の助成もいただいております、既に29件が実施済みですので、今年度もおそらく69頭は実施できるのかなと思っております。まだちょっと追加枠が、追加申請ができるのかなというふうに考えてございまして、ボランティアの方からもですね追加の申請希望があるということですので、県のほうにも20件、あるいは動物基金のほうにも、できれば80頭とかですねあわせて追加して実施できないかということで申請を予定しております。実績については以上でございます。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 近年のその補助金を活用して手術された頭数の実績が今、課長のほうから答弁でいただきましたけれども、TNR活動、本当に大変な活動で、ポイントはですね、本当にすぐやる。猫は1年に5から7匹の子猫を産み、1年に3回出産することができるそうです。生まれた子猫は6カ月経つと妊娠が可能な年齢になり子猫を産みます。本当にその追いかけてこではないですけれども、ただ、ボランティアさんのお話を伺いますと、これを全てやりきることはなかなか厳しいと。ただ、この活動は、先ほども課長のほうの答弁でありましたけれども、全てボランティアさんがやっていたらいいですね。この活動を少しでも行政のほうで支援することができないのだろうかということなんです。例えばTNR活動の一環で不妊・去勢手術が何月何日に行えることへの周知ですとか、野良猫、先ほども一番困っているのは野良猫に餌をやっているということが出ましたが、猫に餌やりをしている方には、必ず手術の徹底をする周知ですとか、手術費用はその補助制度がありますので、対象になれば補助金が出るということです。子猫を産まなければ増えることもなく、殺処分する必要もありません。猫に対する町民の意識が変わるのではないのでしょうか。これ、完全にゼロにすることは、本当に到底無理な活動だと思うんですけれども、でも、やり続けることは大事ですよということで、ちょっとホームページのほうを見ましたら出ておりました。このことは、本当に町の環境向上、そして何よりも自分の私財を出しながら活動をしていただいているそのボランティアさんの活動を後方から支援できるということもあります。また、環境向上しながら命の大切さ、また、子どもたちへの情操教育の観点からも大事なことでないでしょうか。まして大洗町は観光のまちとして、先日、町長の答弁にもありましたけれども、その環境がとてきれいだ、初めて大洗を訪れたら、草がなく環境がきれいで、そこにはさくら猫がいて、町民と一緒に共生のまちになっているというようなイメージが植え付けられたら、本当に素晴らしいんじゃないかと思えます。ちなみに、今度の12月8日に町内の方の個人のお宅の敷地をお借りして手術が行われるということボランティアさんのほうから伺いましたので、是非私も現場を見に行ってみようと思っ

おります。

最後に要望なんですけれども、県の補助金から抜け落ちてしまったという言い方はちょっとあれかもしれないんですけれども、まだまだ足りていない状況があります。近隣自治体を見ますと、そういう制度を設置してある自治体が割りと多いですね、近隣自治体。その手術費用の助成ということで、金額的には30万円とかそれぐらいの金額だと思いますけれども、この動物との共生、町の環境向上、そして猫の不妊手術費用の助成の設置を要望し、本当に私の質問は終わりますけれども、最後に國井町長に伺いたいと思います。

今回私のこの2つの質問は、町長が掲げる幸せ無限大・不幸ゼロのまちづくりにもつながるものと考えます。ご所見を伺います。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 柴田議員からは、過分なお褒めの言葉をいただきまして身の引き締まる思いであります。公明党の皆さんとは、公私にわたってお付き合いをしており、柴田議員のいわゆる議会活動、地道な地域に根差した議会活動の評価の高さというのは、誰もが認めるところでございますので、党派を超えて、これからも今、柴田議員から非常に熱意あるようなご提言をいただきましたので、しっかり互いに地域に根差したそういう活動を展開することによって、より良い大洗町にしていければと思っております。

今、議員から先にご提言をいただきましたいわゆる行政窓口の在り方でありまして、私は町のグレードアップというのは、行政のグレードアップ、これはイコールだと思っております。行政のグレードアップというのは、すなわち職員のレベルアップになるかと思っております。そして、その行政が評価される場合に、いわゆるその評価する側からすると、まず一番先に評価の対象となるのが当然にして住民課であるとか、うちでいえばこの一番最初に行く窓口、すなわち住民課であります。また、福祉課であるとか、1階の部分、それから2階の部分とありますけれども、どうしてもそこでの職員とのやり取りが評価の対象になるだろうと思っております。そして、この行政が窓口を開設するに当たりましては、当然にして法律制度に依拠して窓口を設置をして、そして対応については当然これも求める例えば書類等についても法律制度に基づいて求めております。ここが若干乖離があるところでありまして、住民にどうしても負担を強いることになるかもわかりませんから、そこで負担感が生まれる場合もあります。さらには、住民の皆さん方にちょっとしたこの行き違いによって不快感を与える場合があるかもわかりません。ですから、このところはしっかり対応していかなければならない。いわゆる窓口の設置、それから求める行為等については、当然にしてコンプライアンス、法律制度に基づいて対応しなければなりませんけれども、しかし、私はここはマニュアル化、機械的であってはならないと思っております。要するに、いらっしゃる方々に不快感を与えないということ、もう最大限の、最低限のこととして、すなわち愛情をもって、また、サービス精神をもって笑顔で接すると、これ当たり前のことなんですけれども、ここに力点を置いてやるべきだというふうに思っております。それは何故ならば、水戸であるとかひたちなかであるとか日立であるとかつくばであるとか大きい自治体へ行きますと、決して不快感を与えるというわけではありませんが、極め

て例えば私も仕事柄、住民票の請求、戸籍の請求をしておりますけども、極めて、決してその法律を逸脱するわけではありませんけども、極めて機械的な対応をされます。笑顔があり、また、懇切丁寧には説明していただけますけども、そこには住民に寄り添ったという、そういうような思いはあまり感じられません。これでいいのかもわかりませんが、私はこの合併しない理由の一つとして、小さい町だからこそ、顔の見えるところだからこそ、やっぱりしっかりそこは親近感を持って対応できるような窓口にしていく。そして、今、議員からもご指摘ありましたけども、先ほどいろいろ書類用意してくれていうことでホームページにも掲載されている、また、窓口でも配布していますが、あれすらもう読み説くことができない、わからない方々も数多くいらっしゃいますので、ワンストップというのは、その窓口へ到達すれば、本来ならば全て完結するようになるというのがワンストップの理念でありますので、例えば住民課に行って、いわゆる死亡届を出したら、もうそこで火葬まで行って葬儀のいわゆる斎場を借りる手続きもできる、さらには住民課のほうから水道も止めてもらえる、また、そのほかの保険の手続きもできる、どこへ行かなくてもそこでワンストップで完結するというのが理想的な形でありますので、これがどうやったらできるかということを再度いろいろな意味で研究をしていきたいと思っております。

ただ一つには、いわゆるコンピューターの互換性であるとか、更には今、個人情報保護の問題であるとか、Aの職員は見えるけどBの職員は見れないとあって、いろいろ担当割でいろいろありますから、そのこのところはどうか突破できるのか。人間がやることですから、決してできないという話ではありませんので、そういう壁を越えてやれる部分についてはしっかりやっていきたいと思っております。

それから、これは前々から申し上げているところでありますけども、もう書類、申請書類、様々な窓口において申請書類が非常に複雑化しております。特に何がどう法律が変わったわけじゃありませんけども、やっぱり時世、すなわち世の流れというのはあらがうことはできませんので、やっぱりそういうものが手続きが複雑化している要因の一つだったと思っております。

大洗町で変えられるもの、今、政府のほうで河野行革大臣が盛んにその判子廃止と言っておりますけども、当然、下の住民課の窓口でも、今、住民票などは本人が申請する際には判子の省略はしておりますから、そういうものもこれからしっかり可能性について追求をしていく。それから、今申し上げましたように、いろんな手続きを進める上で書類の要求というのがございましたけども、私はこれ3つぐらい理由がありまして、いろいろしっかり対応しなきゃなんないと思っております。一つは、やっぱり職員が果たしてこういう書類を要求されることが正しいのかどうか、要求することが正しいのかどうか、要求されるというのは国や県からこんな書類を出してくださいということが要求されることが果たして本当に正しいのかどうか。いわゆる住民に負担を強いているわけですから、しっかりそのこのところはもう一回疑問に思っただけで対応していただきたい。何回も何回もそういうことを繰り返していくと、全く疑問に思わなくなって、これは決して職員が悪いというわけではなくて、誰も同じでありますので、この疑問にまずはゼロベースに戻って、スタートの気持ちに戻って、こんな書類、果たして要求することが正しいのかどうか、まずそこに返っていただきたい。そして、そ

の上で大洗町でできるものについてはみんなで議論をして、私のほうで意思決定をして、しっかりその廃止するものについては廃止していく。ただ、県や国、また、法制度を変えなきゃならないものにつきましても、それは私どもでしっかり要望していく。全員協議会でも申しあげましたけども、1回、2回要望しては大洗ってうるさいなって言われるかもわかりませんが、これを繰り返し要望していけば、小さい町で職員数も少ないけども非常に能力が高い頭脳集団であるなという認識を持っていただけますので、ほかのこと、いろんな議員の皆さん方からしっかり要望して国や県からお金を引っ張るようにと言われてきたけども、やっぱり大洗恐るべしと思われるような存在感を発揮して初めてそういうことも、さらに上積みすることができると思っておりますので、そこはしっかり私のほうでやっていきたいと思っております。

ただ、これは農業委員会に提出する農地転用の件であります、一例ですけども、具体的に申し上げるならば、委任状、私は行政書士という職業をしておりましたから委任状の提出を求められます。そして5条申請、例えば農業委員会のなかで5条申請というのがございまして、農地法5条の申請に関する一切の件でかつての委任状はよかった時代がありました。法制度が全く変わったわけではありませんけども、今の求められる委任状というのは、すなわち農地法5条の申請書の作成、提出手続き代理、補整、訂正、すなわち許可書の受領、また取り下げと。そして個人情報保護法に違反しません、もしくは転用実行行為者、すなわち受任者は委任者の説明を理解した。委任者は、すなわち受任者の説明を理解した。そういうそれぞれがもうきちっと内容を理解している。それから暴力団ではありませんと。暴排法に基づいたそういう暴排条例に基づいた対応、そういうものを列記していくと。全くそういういろんなその委任に関係する、民法に関する委任が変わってないにもかかわらず、そういうことがいろんな意味でかなりの負担になっておりますので、私はそこも含めてしっかり、どう変わるのかと、どうまたそういうなかにおいても簡便化を図れるのかということも、繰り返しになりますけどもしっかり追求というかそこを求めていきたいというふうに思っております。

もう一つ加えて申し上げますけども、先日も和田議員のご質問にお答えいたしました、最終的にはやはり脱行政、すなわちワンストップができたならば、次は何を目指すかと申しますと、役所へ来なくてもいいシステム、柴田議員からもありましたけど、いずれはすなわち相続についても何にしても何の手続きもネットでできるようになる。最終的にはネットというか、もうスマホでできる時代になるだろうというふうに私も思っておりますので、最終的に役所へ来なくてもできる。ですから、コロナ禍で感染症対策でいろんな補助金がついたり、また、交付金が来たり、また来年度の予算編成においてもそうでありますけども、見えている課題というのがしっかりと把握できましたならば、私のほうでは、できれば役所へ来なくてもいい、住民票が取得できる、例えばコンビニを使う、それから郵便局を使う、こういうところを使ってそういうものが手続きが進むような環境をつくっていききたいと思っております。

それからもう一つちょっと、あちこち散見しますけども、もう一つ申し上げるならば、すなわち専門家集団の活用、櫻井議員からもこの間ご指摘いただきましたけども、何のための専門家かとい

うことになろうかと思っておりますので、しっかりこの専門家を活用して、その専門家が、最終的に専門家といえども彼らは職業ですから、そこでしっかり報酬が発生しますので、そのあたりどのようにするかということ、住民に寄り添う形で専門家を活用していく。それから、一発で申請ができるような、そういう環境を整えていく。そして最終的な目標としては、すなわち脱行政、役所にお越しただかなくても全ての物事がスムーズに進むような環境をつくるということをお求め私共も邁進していきたいと思っております。

それから、動物の関係、特に猫に関するところであります。議員ご指摘のように私もいろんなところでそういうお話は耳にしております。人間の支配、圧倒的な力による支配から共生社会ということがうたわれております。そして大分その共生社会というのが根付いて、今やその好きな方と申しますか、もう家族同様の位置付けの方、もしくはもう、要するにあまり動物と接しない方々から見たら、もう家族以上のいわゆる考え方でペットに接する方々がいらっしゃるということを目の当たりにされてと私自身も思っております。不適切ないわゆる飼育、さらには野良猫の問題でありますけども、何かちょっと今、議員の話をお伺って、非常に少子化で人間社会は不妊治療にどんどん助成をしていきたいと思います、素晴らしい政府の方針が示されておりますが、その一方でこの動物に関しては、逆にいえばもう子どもを産めなくしてしまおうということで、全く真逆の世界であるなというような、悲哀というか何かこう自然界の何かおぞましきさというかそういうものを感じざるを得ないんですが、私はできれば先ほど課長が申し上げましたように、繰り返してわたってそういう周知徹底を図っていく。ただ、今申し上げましたように対極の方がいらして、私のお付き合いをさせていただいている方々についても、もう猫が好きで、家の中が猫だらけと申したら、これ私もちょっと「だらけ」という言い方がもうそこで差別なのかもわかりませんが、猫をたくさん飼われて、上から下まで。ですから、その方来ると、もう洋服も全部毛だらけだけでも、全くそれについては違和感を感じてないという方がいらっしゃるなかで、なかにはもう動物はもう一切嫌いだよってという方がいる。ここの共生、この人間対人間の対立と申しますか、そこのいわゆる最大公約数、どうやって我々が環境、そういう環境をつくっていくかということが私も大事だというふうに思っておりますので、それについてはしっかりPRをして、そしてここが対立してしまいますと、いろんな意味で先ほど議員が言われるように、それこそ幸せ無限大・不幸ゼロというか、その真逆になってしまいますので、猫、いわゆる第三者である猫を理由に人間同士が対立してしまつては、そして今ご指摘いただいていることは、対立とまではいきませんが、すなわちこの猫を火種としたいいわゆるトラブルについての解消をどうしたらいいかっていうご提言ですので、まさにこの短所、すなわち今の段階でこれをしっかり認識を持って解決をするというのが大事なことでありますので、しっかり私もどうやったらいいのかということをお対応策を考えていきたいと思っております。ただ、我々もうそれなりのもう年齢までいって人間に今さら教育といっても、これはもうマナーをしっかりと、どういうものなのかということをお知らせするしかありませんけども、学校教育の場でそういうことを進めるということも大事だと思っております。また、今、助成金の話も出しましたが、これもまた漫画チックになるかもわかりませんが、こういう団体の方々がまとめてふるさと納

税でも皆さんしていただいて、それが確証とれば、その何分の1かそういうところへ助成するつたら、もう簡単なお話でございますので、そんなものも議員のほうからPRをしていただいて、是非目的を持って、目的型の納税というかご寄附をいただいたことについては、しっかりその目的に沿った形で、施策でお返しをするというのは、これ当たり前のお話でありますし、また、議会でも住民の皆さん方でも、しっかり理解ができる、そしてまた協力していけるような考え方だと思っておりますので、その辺もしっかりみんなでより良い方向性を見出していければと思っております。

なにはともあれ、やっぱり共生社会であるということが前提、そして、人に迷惑をかけないような飼いや方をしていただくということが第一でありますから、そういうものは行政として、公の責任として、どこまで踏み込んでやるべきなのか、さらには、どこまでやればこのことが解決をするのか、そして今やるべきことは何なのかということを見据えた上で対応していきたいと思っておりますので、これからもよりよきご提言をお願いしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 6番 柴田佑美子君。

○6番（柴田佑美子君） 町長からは、庁舎内の対応について、そして動物との共生について、しっかり答弁をいただきましたので、更に住みよいまちづくりが進むよう祈念し、私の質問を終わります。本日はありがとうございました。

○議長（小沼正男君） 以上をもちまして、町政を問う一般質問を終了いたします。

---

### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、日程第3、発議第2号 「ゆっくら健康館」運営調査特別委員会設置についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。11番 坂本純治君。

〔11番 坂本純治君 登壇〕

○11番（坂本純治君） お手元の資料をご確認いただきたいと思っております。

それでは、発議第2号 「ゆっくら健康館」運営調査特別委員会についてご説明をしたいと思います。

本特別委員会は、平成11年4月に開館してから今まで21年間、町民の健康増進施設として運営をされてきました。

このゆっくら健康館につきまして、今後の施設管理・運営等に、調査研究をするため、設置するものでございます。

なお、以前においても2回の特別委員会が設置された経緯もありました。

名称を「ゆっくら健康館」運営調査特別委員会、委員の定数は12名であります。

調査期限は、議員任期となる令和5年11月までとしておりますけれども、閉会中も調査は行ってまいります。

また、詳細につきましては、お手元の議案書のとおりとなりますが、平成2年12月3日、提出者 坂

本純治、大洗町議会議員、賛成者、海老沢功泰議員外10名の議員全員になります。名前は省略をさせていただきますと思います。

議員各位におかれまして、本議案に対し、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案の理由とさせていただきます。宜しくご審議お願いします。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第2号 「ゆっくら健康館」運営調査特別委員会設置についてを質疑を行います。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第2号 「ゆっくら健康館」運営調査特別委員会設置について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、原案のとおり決しました。

続いてお諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任について、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、12人を選任することと決しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩中に委員会を開き、委員長および副委員長の互選をされ、議長まで報告をお願いします。

（午後0時25分）

---

○議長（小沼正男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時28分）

---

○議長（小沼正男君） ただいま「ゆっくら健康館」運営調査特別委員会が開かれ、委員長、副委員長の互選結果が届いておりますので、ご報告を申し上げます。

委員長に坂本純治君、副委員長に海老沢功泰君。

以上で報告を終わります。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小沼正男君） 続きまして、発議第3号 原子力安全調査特別委員会設置についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。9番 和田淳也君。

[9番 和田淳也君 登壇]

○9番（和田淳也君） それでは、発議第3号 原子力安全調査特別委員会設置について、ご説明をいたします。

本特別委員会は、原子力施設を立地する大洗町の議会として、原子力施設の安全対策および施策の方向性について調査研究をするため設置するものでございます。

名称といたしまして、原子力安全調査特別委員会、委員の定数5名、こちら、原子力の安全に対して何かしら調査はどんどんやっっていこうというような志のある方に集まって、この5人がですねやっっていこうということでございます。

調査の期限でございますが、議員の任期となります令和5年11月までということございまして、閉会中も調査を行うことができるということでございます。

その他詳細につきましては、お手元の議案書のとおりとなっております。

令和2年12月3日

提出者は、大洗町議会議員 和田淳也、賛成者、菊地昇悦議員、小沼正男議員、勝村勝一議員、今村和章議員ということでございます。

議員各位におかれましては、本議案に対し、ご賛同を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。宜しくどうぞ。

○議長（小沼正男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第3号 原子力安全調査特別委員会設置についてを質疑を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小沼正男君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。発議第3号 原子力安全調査特別委員会設置について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小沼正男君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、原案のとおり決しました。

続いてお諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小沼正男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、5人を選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩中に委員会を開き、委員長および副委員長の互選をされ、議長まで報告を願います。

（午後0時33分）

---

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時36分）

---

○議長（小沼正男君） ただいま、原子力安全調査特別委員会が開かれ、委員長、副委員長の互選結果が届いておりますので、ご報告を申し上げます。

委員長に和田淳也君、副委員長に菊地昇悦君。

以上で報告を終わります。

---

○議長（小沼正男君） 今定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

議員各位並びに執行部のご協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（小沼正男君） 以上をもちまして、令和2年第4回大洗町定例議会を閉会といたします。各位大変ご苦労様でした。

閉会 午後0時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 小 沼 正 男

署 名 議 員 石 山 淳

署 名 議 員 柴 田 佑 美 子